

防火・防災に係る消防計画作成要領

防火・防災管理に係る消防計画作成チェック表

統括防火・防災管理（ 該当 ・ **非該当** ）

該当する場合は、▲と■の項目に留意すること。

作成する内容		作成チェック
第1章 総 則		
第1節 計画の目的、適用範囲等	1 目的	○
	2 適用範囲	○
	3 災害想定	○
	★4 防火・防災管理業務の委託 (該当・ 非該当)	-
第2節 管理権原者の責務等	1 管理権原者の責務	○
	★2 防火・防災管理委員会の設置等 (設置する・ 設置しない)	-
第3節 防火・防災管理者等の責務等	1 防火・防災管理者の業務と権限等	○
第2章 火災、地震等予防的事項		
第1節 火災、地震等の共通的事項	1 予防活動組織	○
	2 自主検査及び点検	○
	3 建築施設等の自主検査	○
	4 消防用設備等の自主点検	○
	5 消防用設備等の法定点検	○
	★6 防火対象物及び防災管理点検	○
	7 点検、検査等の報告等	○
	8 工事中の安全対策	○
	★9 内装制限等の遵守	○
	★10 避難経路図の掲出	○
	11 定員・収容人員の管理	○
	12 休日・夜間等の対応	○
	13 関係機関との連絡	○
	14 防火・防災管理維持台帳への記録	○
第2節 火災に関する事項	1 出火防止対策	○
	2 火気管理等（従業員等の遵守事項）	○
	3 放火防止対策	○
	4 危険物品等の管理	○
	5 避難施設等に対する管理及び遵守事項	○
第3節 地震等に関する事項	★1 建物等の耐震診断等	-
	2 収容物等の転倒・落下・移動防止措置	○
	★3 緊急地震速報の活用	○
	4 非常用物品の確保	○
	5 ライフラインの途絶に対する予防措置	○
	6 地域防災計画等との調整	○

第3章 応急対策的事項		
第1節 火災、地震等の共通的事項	1 自衛消防組織の設置等	○
	2 自衛消防組織の活動範囲	○
	3 統括管理者の権限・責務等	○
	4 本部隊の任務	○
	5 地区隊の任務	○
	6 自衛消防組織の運用	○
	7 自衛消防組織の装備	○
	8 指揮命令体系	○
第2節 火災に関する事項	1 火災発見時の措置	○
	2 通報連絡	○
	3 消火活動	○
	4 避難誘導	○
	5 安全防護	○
	6 救出救護	○
	7 消防機関への情報提供等	○
第3節 地震に関する事項	★1 緊急地震速報受信時の対応	○
	2 地震発生時の初期対応	○
	★3 地震災害対策本部の設置	—
	4 被害状況の確認	○
	5 救出救護	○
	6 エレベーター停止への対応	○
	7 地震による出火防止への対応	○
	8 避難施設・建物損壊への対応	○
	9 ライフライン等の機能不全への対応	○
	10 避難誘導	○
	11 避難上の留意事項	○
	12 帰宅困難者対策	○
	13 ライフライン、危険物等に関する 二次災害発生防止	○
	14 復旧作業等の実施	○
	15 警戒宣言等の対応	○
	16 その他災害に対する対応	○
第4章 教育訓練		
第1節 教育	1 管理権原者の取組み	○
	2 防火・防災管理者の教育	○
	3 自衛消防組織の要員に対する教育	○
	4 統括管理者等の資格管理	○
	5 従業員等の教育	○
	6 教育の内容	○
第2節 訓練の実施	1 従業員等の訓練	○
	2 訓練時の安全対策	○
	3 自衛消防訓練実施結果の検討	○
	4 自衛消防訓練の通知	○

第3節 雑則	別表1	災害想定	○
	別表2	★防火・防災管理業務の委託状況表	—
	別表3	★防火・防災管理委員会構成表	○
	別表4	防火対象物等実態把握表	○
	別表5	予防活動組織編成表	○
	別表6	建物・防火・避難施設等自主検査チェック表(定期)	○
	別表7	消防用設備等自主点検チェック表	○
	別表8	休日、夜間等の自衛消防組織体制	○
	別表9	転倒・落下・移動防止措置等の自主検査 チェック表(定期)	○
	別表10	非常用物品等の一覧	○
	別表11	自衛消防活動等装備品リスト	○
	別表12	自衛消防業務講習修了者管理表	○
	別表13	自衛消防訓練実施結果記録書	○
	別図1	避難判断基準	○
	別記1-1	自衛消防組織の編成表(本部隊)	○
	別記1-2	自衛消防組織の編成表(地区隊)	○
	別記2	地震災害対策本部	○

- (備考)
- 1 作成チェックは、防火・防災管理者が、消防計画の作成にあたり、必要項目を確認し、作成したものについて「○」印でチェックしてください。
 - 2 建物等の実態に合わせて作成した別表・別図については、別表等の空欄に記入してください。

(記入上の注意事項)

- 1 ★印は、該当する場合に記入及び適用してください。
- 2 ■印は、統括防火・防災管理に該当する場合に適用してください。
- 3 ▲印は、統括防火・防災管理に該当し、かつ、共同防火・防災管理協議会が設置されている場合に記入及び適用してください。

(**ビル名称等**) の防火・防災に係る消防計画

〇〇年 〇月 〇〇日作成

第1章 総則

第1節 計画の目的、適用範囲等

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項及び消防法第36条第1項に基づき、(**ビル名称等**) の防火管理業務及び防災管理業務（以下「防火・防災管理業務」という。）についての必要な事項を定め、火災の予防及び火災、大規模地震、その他の災害（以下「火災、地震等」という。）による人命の安全確保及び被害の軽減を図ることを目的とする。

■ 作成上の注意事項

- 1 作成する防火・防災消防計画の根拠法令等を明確にします。
- 2 統括防火・防災管理に該当する場合は、「消防法第8条第1項及び消防法第36条第1項並びに全体の消防計画に基づき」と記入します。
- 3 統括防火・防災管理に該当する場合、各々の事業所等の防火・防災管理者が作成する消防計画は、統括防火・防災管理者が作成する防火対象物全体についての消防計画と整合性を図る必要があります。
- 4 第1条の()内には、事業所等の正式名称を記入します。

(適用範囲)

第2条 この計画は、(**ビル名称等**) に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

- 2 防火・防災管理業務に従事する者（委託を受けて当該業務に従事する者を含む。）は、この計画の定めるところにより管理権原者、防火管理者及び防災管理者（以下「防火・防災管理者」）、統括管理者等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

■ 作成上の注意事項

- 1 第2条第1項の()内には、事業所等の正式名称を記入します。
- 2 消防計画の適用範囲を明確にして、事業所等に勤務（居住）し、出入りする社員、その他の関係者すべての者に適用するように定めます。
- 3 防火・防災管理業務の一部を第三者に委託している場合は、受託者も消防計画の適用対象となります。

(災害想定)

第3条 地震に対する対策は、大規模地震発生時（震度6強程度）における別表1「災害想定」に基づく被害を想定し、対策を記載するものとする。

★(防火・防災管理業務の委託)

第4条 (**ビル名称等**) の防火・防災管理業務の一部の委託を受けて行う者（以下「受託者」という。）は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火・防災管理者、統括管理者等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

- 2 受託者は、受託した防火・防災管理業務について、定期的に管理権原者及び防火・防災管理者に報告する。

- 3 受託者の防火・防災管理業務の実施範囲及び方法は、別表2「防火・防災管理業務の委託状況表」のとおりとする。

■ 作成上の注意事項

- 1 防火・防災管理業務の一部を第三者に委託した場合に本条が必要となり、既に消防計画を作成している事業所は変更届出が必要になります。
- 2 当該受託者が管理権原者、防火・防災管理者、自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に防火・防災管理業務を実施するよう定めます。

第2節 管理権原者の責務等

(管理権原者の責務)

- 第5条 管理権原者は、事業所等の防火・防災管理業務について、すべての責任を持たなければならない。
- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火・防災管理業務を適正に遂行できる権限と知識を有する者を防火・防災管理者に選任し、防火・防災管理業務を行わせなければならない。
 - 3 管理権原者は、防火・防災管理者が消防計画を作成(変更)する場合は、必要な指示を与えなければならない。
 - 4 管理権原者は、防火・防災管理者を選任(解任)した場合、所轄消防署へ届け出ること。
 - 5 管理権原者は、関係消防機関と防火・防災管理上必要な事項について連携を図ること。
 - 6 管理権原者は、防火上の建築物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。
 - 7 管理権原者は、自衛消防組織の設置及び自衛消防活動の全般について責任を負うものとする。
 - 8 各々の事業所等の管理権原者は、防火対象物全体の安全性を高めるように努めるとともに、管理権原の及ぶ範囲について自ら積極的に取り組まなければならない。

■ 作成上の注意事項

- 1 防火・防災管理業務は、管理権原者が防火・防災管理者に行わせるものであり、最終的な防火・防災管理責任は管理権原者にあるということを計画の中で明確にしておくことが必要です。
- 2 防火・防災管理者から自主点検結果などについて報告させ、不備な点があった場合は、管理権原者の責任で速やかに改修することを明確にします。
- 3 統括防火・防災管理に該当する場合は、各々の事業所等の管理権原者は、防火対象物全体の防火・防災管理について責任があり、管理権原の及ぶ範囲について自ら積極的に取り組まなければならないことを明確にしておきます。

★(防火・防災管理委員会の設置等)

- 第6条 防火・防災管理業務の効果的な推進を図るため、(○○部、○○課 等) に防火・防災管理委員会を設け、消防計画の作成及び見直し等の調査・研究を行うものとする。
- 2 防火・防災管理委員会の構成は、別表3「防火・防災管理委員会構成表」のとおりとする。
 - 3 防火・防災管理委員会は、次の事項について調査・研究するものとする。
 - (1) 建築施設、消防用設備等、特殊消防用設備等の点検・維持管理に関すること。
 - (2) 自衛消防組織の運用体制・装備に関すること。
 - (3) 自衛消防訓練に関すること。
 - (4) 従業員等の教育訓練に関すること。
 - (5) その他防火・防災管理上必要なこと。
 - 4 会議は定例会及び臨時会とし、定例会を(○)月と(○)月に開催し、臨時会は次の場合に開催する。
 - (1) 社会的影響の大きい災害が発生したとき。
 - (2) 防火・防災管理者などからの提案により、委員長が会議を開催する必要があると認めたとき。

(3) 本建物で火災、地震等が発生したとき。

5 防火・防災管理者は、防火・防災管理委員会の調査研究結果を管理権原者に報告するとともに、必要に応じて消防計画の見直しを行うものとする。

■ 作成上の注意事項

- 1 この条文は、防火・防災管理委員会を設置した場合に必要です。
- 2 委員会は、防火・防災管理者の行う業務を効果的に推進するためのものであり、防火・防災管理に関するすべてのことについて審議するものです。
 - (1) 委員会の開催については、法令で定められていませんが、組織が大きく部・課等が多数あることにより、相互の連絡協調が困難な事業所では、一体となって防火・防災管理業務を推進していくために、会議を開催することは大切なことです。
 - (2) 第6条第1項の（ ）内には、部又は課等の名称を記入します。
 - (3) 委員会は、事業所等の内規に基づく委員会と合わせて実施しても構いません。
- 3 委員会の構成は、原則として委員長は管理権原者、副委員長は防火・防災管理者とし、委員は各事業所等の実態に応じて指定します。
- 4 会議の開催については、火災予防運動期間や危険物安全週間その他内部の定例会議に合わせて実施できるように定めます。
- 5 会議で審議する事項について定めます。

第3節 防火・防災管理者等の責務等

(防火・防災管理者の業務と権限等)

第7条 防火・防災管理者は、(○○ ○○) とし、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成又は変更。
- (2) 消火、通報、避難の訓練の実施。
- (3) 防火安全に係る自主検査・点検の実施と監督。
- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い。
- (5) (★防火対象物及び) 防災管理の法定点検及びその立会い。
- (6) 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理。
- (7) 収容人員の適正管理。
- (8) 従業員に対する防火・防災教育の実施。
- (9) 火気の使用、取扱いの指導、監督。
- (10) 収容物等の転倒、落下、移動の防止措置。
- (11) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立。
- (12) 放火防止対策の推進。
- (13) 関係機関との連絡。
- (14) その他防火・防災上必要な事項。
- (15) 防火・防災管理維持台帳の記録・編さん。
- ★(16) 統括防火・防災管理者への報告。
 - ア 防火・防災管理者を選任又は解任したとき。
 - イ 消防計画を作成又は変更したとき。
 - ウ 各種法定点検、定期点検を実施したとき。
 - エ 火気使用設備器具又は電気設備の新設、移設、改修を行うとき。
 - オ 消防用設備等・特殊消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき又は改修するとき。
 - カ 大量の可燃物の搬入・搬出及び危険物又は引火性物品を貯蔵・取り扱うとき。
 - キ 用途(一時的)の変更及び内装改修等の工事を行うとき。
 - ク 催物を開催するとき。
 - ケ 消防計画に定めた訓練を実施するとき。
 - コ 臨時に火気を使用するとき。

- サ 防火・防災管理業務を委託するとき。
 - シ 統括防火・防災管理者から指示命令された事項。
 - ス その他防火・防災管理業務上必要な事項。
- 2 防火・防災管理者は、別表4「防火対象物等実態把握表」により建物の実態を把握する。
 - 3 防火・防災管理者は、建物全体についての消防計画と整合を図り、消防計画を作成し、防火・防災管理業務を行う。
 - 4 防火・防災管理者は、他の事業所の防火・防災管理者と相互に連絡を保ち、協力して防火・防災管理業務を推進する。

■ 作成上の注意事項

- 1 第8条第1項の()内には、防火・防災管理者の氏名を記入します。
- 2 防火・防災管理者が行う次に掲げる防火・防災管理業務について定めておきます。
 - (1) 作成した消防計画を随時見直し、必要があれば消防計画の変更等を行う業務
 - (2) 訓練計画に基づき、自衛消防隊の訓練を実施する業務
 - (3) 従業員等に対して、防災教育を実施する業務
 - (4) 消防用設備等、建築物、火気を使用する設備・器具等の自主検査・点検及び法定点検・整備の実施並びに監督の業務
 - (5) 改装又は模様替等の工事場所で溶接・溶断等火花を発生又は接炎を伴う作業を行う場合は、火災の危険性が高いことから防火・防災管理者が立会い確認する業務
 - (6) 火気を使用する際の取扱いに関する指導及び監督の業務
 - (7) 一時期に多数の者が出入りする場合等、火災等の災害が発生したときに混乱を招かないように収容人員を適正に管理する業務
 - (8) 防火担当責任者や火元責任者など防火・防災管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与え、適正に監督する業務
 - (9) 管理権原者に対して、不備・欠陥箇所や自主点検の結果等についての報告及び防火・防災管理業務に関する提案を行う業務
 - (10) 統括防火・防災管理に該当する場合は、全体の消防計画で定められている統括防火・防災管理者への報告業務

第2章 火災、地震等予防事項

第1節 火災、地震等の共通的事項

(予防活動組織)

- 第8条** 予防的活動に係る組織は、防火・防災管理者を中心に階又は区域ごとに防火・防災担当責任者を、また部屋、火気使用箇所などを単位として火元責任者を別表5「予防活動組織編成表」のとおり定めるものとする。
- 2 防火・防災担当者は、次の業務を行う。
 - (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。
 - (2) 防火・防災管理者の補佐に関すること。
 - (3) その他防火・防災管理上必要な業務に関すること。
 - 3 火元責任者は、担当区域内において次の業務を行うものとする。
 - (1) 火気管理に関すること。
 - (2) 自主検査チェック表などによる建築施設、火気使用設備・器具、危険物施設、電気設備等及び消防用設備等・特殊消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
 - (3) 地震等における火災の発生要因を踏まえた火気使用設備・器具の安全確認に関すること。
 - (4) 防火担当責任者の補佐に関すること。
 - (5) その他防火・防災管理上必要な業務に関すること。

■ 作成上の注意事項

- 1 火元責任者は、日常から指定された区域内の火気の管理を行うとともに、建築施設（防火戸等の防火施設関係及び階段、通路等の避難施設関係）、火気使用設備・器具、危険物施設、電気設備等及び消防用設備等の維持管理に関する業務を行います。
- 2 地震等の災害が発生したとき、火気使用設備・器具の安全確認を行います。
- 3 防火担当責任者の補佐を行います。

（自主検査及び点検）

- 第9条** 建築施設、火気使用設備・器具、危険物施設、電気設備等及び消防用設備等・特殊消防用設備等の施設、設備等を適正に維持管理するため、点検、検査員等による自主チェックに係る組織を編成して自主検査及び点検を行うものとする。
- 2 防火・防災管理者は、自主検査及び点検が計画通り行われているか否かを確認するとともに検査及び点検結果をチェックするものとする。

■ 作成上の注意事項

- 1 出火防止あるいは火災への拡大防止等の処置のすべてを防火・防災管理者自らが行うことは困難であり、事業所等の組織をあげて火災予防に取り組まなければなりません。
- 2 組織は、日常の火気使用設備等についての火災予防を図るための組織と、建築物等及び消防用設備等の自主点検・検査を行う組織とに分けて編成することが必要です。

（建築施設等の自主検査）

- 第10条** 建築施設、火気使用設備・器具、危険物施設、電気設備等の自主検査は、別表6「建物・防火・避難施設等自主検査チェック表（定期）」に基づき各点検・検査員が行うものとする。
- 2 実施時期は、（ ○ ）月、（ ○ ）月の年2回実施する。

■ 作成上の注意事項

建築施設、火気使用設備・器具、危険物施設及び電気設備の主に防火に関する項目について、事業所等が自主的に点検するものです。

（消防用設備等の自主点検）

- 第11条** 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、別表7「消防用設備等自主点検チェック表」に基づき、各点検・検査員が行うものとする。
- 2 実施時期は、毎月（ ○ ）日に実施する。

■ 作成上の注意事項

点検は、防火対象物に設置されているすべての消防用設備等について実施します。

(消防用設備等の法定点検)

第12条 防火対象物の関係者は、その防火対象物に設置されている消防用設備等・特殊消防用設備等の機能を維持管理するために、下表により消防設備士免状の交付を受けている者等の資格者を有する者に法定点検を実施させなければならない。

2 防火・防災管理者は、消防用設備等を点検するときには立ち会わなければならない。

消防設備士（点検資格者）に行わせる法定点検（例）

消防用設備等	点検時期	
	機器点検	総合点検
消防用設備等の名称	○月	○月
消防用設備等の名称	○月	○月
消防用設備等の名称	○月	○月
消防用設備等の名称	○月	○月
消防用設備等の名称	○月	○月
消防用設備等の名称	○月	○月
消防用設備等の名称	○月	○月
消防用設備等の名称	○月	○月
消防用設備等の名称	○月	○月
消防用設備等の名称	○月	○月

■ 作成上の注意事項

- 1 消防設備士又は点検資格者等の有資格者が点検します。
- 2 防火対象物に設置されているすべての消防用設備等について点検します。
- 3 点検の内容及び方法によって、点検の期間が定められています。
 - (1) 機器点検（6か月ごと）
 - (2) 総合点検（年1回）

★ (防火対象物及び防災管理点検)

第13条 管理権原者は、防火対象物及び防災管理の法定点検を、防火対象物点検資格者及び防災管理点検資格者に実施させなければならない。

■ 作成上の注意事項

防火対象物点検は、消防法施行令第4条の2の2に該当する防火対象物が対象となります。

(点検、検査等の報告等)

第14条 自主点検、自主検査及び法定点検の実施者は、定期的に防火・防災管理者に報告する。ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに報告するものとする。

2 防火・防災管理者は、報告された内容で不備欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し、改修を図るものとする。

3 防火・防災管理者は、自主点検、自主検査及び法定点検の実施結果を統括防火・防災管理者に報告するものとする。

■ 4 防火・防災管理者は、不備欠陥部分の改修計画、改修結果を統括防火・防災管理者に報告するもの

とする。

■ 作成上の注意事項

管理権原者は、自主点検及び法定点検の報告内容を確認し、不備・欠陥で改修や予算措置に時間がかかるものについては、改修計画を策定し、改修に努めます。

自主点検及び法定点検の結果について、統括防火・防災管理者に報告することを明記し、点検の結果、不備・欠陥事項がある場合の改修計画及び改修結果の報告についても、合わせて明記します。

(工事中の安全対策)

第 1 5 条 防火・防災管理者は、増改築等の工事を行うときは工事中の安全対策を立て、工事関係者に対して次に掲げる事項を周知し、遵守させなければならない。

- (1) 溶接その他の火気を使用して工事を行う場合は、作業計画を防火・防災管理者に提出し、必要な指示を受けること。
- (2) 火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備できる体制をとること。
- (3) 指定された場所以外では、喫煙、たき火等の火気を使用しないこと。
- (4) 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火・防災管理者の承認を得ること。
- (5) 工事区域内の作業場ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について定期的に防火・防災管理者に報告させること。

■ 作成上の注意事項

防火・防災管理者は、工事中の安全対策を立てなければなりません。また、工事関係者には、その内容を周知し、徹底させることが必要です。特に火気の管理及び危険物等の取扱いには十分注意するよう指導することが大切です。(福岡市火災予防条例第 2 8 条第 4 項及び第 5 項を参照)

★ (内装制限等の遵守)

第 1 6 条 本建物において改修等で使用する内装材は、関係法令で定める仕様以上としなければならない。

- 2 本建物内で使用するカーテン、じゅうたん等は、防災性能を有するものでなければならない。

★ (避難経路図の掲出)

第 1 7 条 防火・防災管理者は、人命の安全を確保するため見やすい場所に、「避難経路図」を掲出し、災害発生時の通報、避難方法等について、従業員や来館者等に周知徹底するものとする。

■ 作成上の注意事項

- 1 防火・防災管理者は、避難経路図を作成し、従業員等に周知徹底させておきます。
- 2 不特定多数の者を収容する対象物にあっては、避難経路図を廊下等の見やすい場所に掲出することを明記します。(福岡市火災予防条例第 38 条の 2 を参照)

(定員・収容人員の管理)

第 1 8 条 防火・防災管理者は、用途区分ごとに定められた収容人員を超えて入場させないものとする。また、本建物内で催物等により、臨時に混雑が予測される場合は、あらかじめ掲示板、案内板、放送等により入場制限等の措置を講じるとともに避難経路の確保や避難誘導員の配置等必要な措置を行う。

(休日・夜間等の対応)

第 1 9 条 防火・防災管理者は、休日・夜間等の建物内の状況を把握し、従業員が少なくなる場合は従業員相互の連絡を十分に行い、安全対策に空白が生じないようにする。

- 2 休日、夜間等の防火・防災管理業務は、別表8「休日、夜間の自衛消防組織編成表」による管理体制により対応するものとする。
- 3 防火・防災管理者は、消防計画に事業所の休日・夜間等における防火・防災管理体制について定めるとともに、特異事項については、統括防火・防災管理者に報告する。

■ 作成上の注意事項

- 1 休日、夜間等における自衛消防隊の活動を定め、初期活動を徹底するためのものです。
- 2 事業所等の特性により、休日、夜間等の体制は異なりますので、実情に応じたものとしなければなりません。

(関係機関との連絡)

第20条 管理権原者又は防火・防災管理者は、各種報告・届出及び自衛消防訓練等について消防機関等と事前相談等連絡を十分に行い、防火・防災管理業務の適正な遂行に努めるものとする。

(防火・防災管理維持台帳への記録)

第21条 管理権原者は、報告又は届出した書類及び防火・防災業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめ、防火・防災管理維持台帳を作成し、整備、保管しておくものとする。

2 防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等は、下記のとおりとする。

- (1) 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習の修了証の写し。
- (2) (防火・防災)消防計画の届出に係る書類の写し。
- (3) 防火管理者又は防災管理者の選任(解任)に係る書類の写し。
- (4) 自衛消防組織の設置(変更)の届出の写し。
- (5) (防火・防災)全体についての消防計画の届出に係る書類の写し。
- (6) 統括防火・防災管理者の選解任に係る書類の写し。
- (7) (旧)共同防火・防災管理協議事項の届出に係る書類の写し(※ 作成している場合のみ)。
- (8) 防火対象物の点検結果及び防災管理の点検結果の報告書の写し。
- ★ (9) 防火対象物の特例認定(防火対象物点検・防災管理点検)に係る認定決定通知または不認定決定通知。
- (10) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置時の届出に係る書類の写し。
- (11) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置時の検査に係る検査済証。
- (12) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検結果の報告書の写し。
- (13) 消防計画に基づき実施される事項の状況を記録した書類。
- (14) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表。
- (15) その他防火・防災管理上必要な書類。

第2節 火災に関する事項

(出火防止対策)

第22条 防火・防災管理者は、火気使用設備・器具の種類、使用する燃料、構造等に応じた安全管理に努めることとする。

2 喫煙場所を明確に指定して徹底するとともに、以下の事項を行うものとする。

- (1) 歩行中の喫煙、くわえタバコを禁止する。
- (2) 毎日終業後、不燃性の処理容器に吸殻をまとめ、水をかけて安全を図る。

(火気使用等(従業員等の遵守事項))

第23条 火気を使用する者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 火気使用設備・器具を使用する場合は、事前に器具を検査してから使用すること。
- (2) 火気使用設備・器具を使用する場合は、周囲に可燃物があるか否かを確認してから使用すること。
- 2 臨時に火気を使用する者は、次の事項を事前に防火・防災管理者に連絡し、承認を得るものとする。
 - (1) 指定場所以外で喫煙又は火気を使用するとき。
 - (2) 火気使用設備・器具を変更するとき。
 - (3) 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき。

- (4) 危険物の取り扱い、数量等を変更するとき。
- (5) 模様替え等の工事を行うとき。
- ★(6) 福岡市火災予防条例第24条（火の使用に関する制限等「喫煙等」）に定める事項について消防機関に届け出、承認を受けるとき。

（放火防止対策）

第24条 防火・防災管理者は、次の事項に留意して放火防止に努めるものとする。

- (1) 死角となりやすい通路や廊下、階段室、洗面所等の可燃物の整理、整頓又は除去を行う。
- (2) 物置、空き室、倉庫、ゴミ集積所等の施錠管理及び人を入れない環境作りを行う。
- (3) アルバイト、パート、派遣社員等の従業員の明確化による不法侵入者の監視を行う。
- (4) 監視カメラ等による死角の解消及び死角となる場所の定期的な巡回監視を行う。
- (5) 休日、夜間等における巡回体制の確立と放置されている可燃物等の整理整頓を行う。
- (6) 最終退館者は、火気及び施錠の確認を確実にを行う。
- (7) 全従業員等に対する放火防止意識の高揚を図る。
- (8) 夜間通用口における入館者チェックを徹底する。

（危険物品等の管理）

第25条 防火・防災管理者は、次の事項を遵守し、危険物の安全管理を行う。

- (1) 危険物を貯蔵し又は取り扱う場所においては、火気を使用しないこと。
 - (2) 危険物を貯蔵し又は取り扱う場所においては、常に整理・清掃を行うとともに、みだりに不必要なものを置かないこと。
 - (3) 危険物が漏れ、あふれ又は飛散しないようにすること。
 - (4) 指定可燃物及び高圧ガス等の危険物品等については、それぞれの関係法令に基づき、貯蔵、取り扱うこと。
 - (5) 定期的に点検し、その結果を記録保存し安全管理に活用すること。
- 2 本建物内への持ち込みが禁止されている危険物品の使用が申請等により認められた場合は、上記の事項を遵守し、安全管理を行うものとする。

（避難施設等に対する管理及び遵守事項）

第26条 防火・防災管理者又は従業員等は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する避難施設
 - ア 避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと。
 - イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持管理すること。
 - ウ 避難口等に設ける扉は、容易に解錠・開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
 - (2) 火災が発生したとき延焼を防止し又は有効な消防活動を確保するための防火設備
 - ア 防火戸や防火シャッターは、常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
なお、防火戸や防火シャッターの開閉位置と他の部分とを色別しておくこと。
 - イ 防火戸や防火シャッターに近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。
- 2 防火・防災管理者は、避難施設、防火設備の役割を従業員等に十分認識させるとともに、定期的に点検、検査を実施し、施設・設備の機能の確保に努めるものとする。

■ 作成上の注意事項

- 1 事業所等の避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設は、避難上有効に管理しなければなりません。
- 2 事業所等の避難施設には、避難の障害となるダンボール箱、商品、自動販売機等を置かないようにしなければなりません。
- 3 防火戸や防火シャッターは、他への延焼防止、煙の流入防止の役割を果たすためのもので、物品等によって閉鎖できないことのないように、日常から管理することが必要です。

第3節 地震等に関する事項

★(建物等の耐震診断等)

第27条 防火・防災管理者は、建物・設備等の耐震診断を必要に応じて行い、建物、設備等の維持管理に努めるものとする。ただし、建物・設備等に不備、不整合等がある場合は、速やかに管理権原者に報告し、改修を図るものとする。

- 2 防火・防災管理者は、地震が発生した場合は、想定震度以下であっても、地震後に点検・検査を実施し、安全の確認及び必要な措置を行う。
- 3 管理権原者は、建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修を図るものとする。

(収容物等の転倒・落下・移動防止措置)

第28条 防火・防災管理者は、事務室内、避難通路及び出入口等、ロッカー、棚等、設備・機器等の転倒・落下・移動防止措置等（金具による固定、飛散防止フィルムのガラスへの貼付等）及び安全対策を行う。

- 2 火元責任者及び各点検・検査員は、収容物等の転倒・落下・移動防止措置等の確認については、各種点検に合わせ、別表9「転倒・落下・移動防止措置等の自主検査チェック表（定期）」に基づき定期的に行い、防止措置が行われていない場合は、滑り止め等必要な措置を講じるとともに、結果を防火・防災管理者に報告するものとする。

■ 作成上の注意事項

地震による倒壊、転倒及び落下又は出火の防止のために、各々の事業所等の実情に応じて、次に掲げる事項を参考に定めます。

- 1 ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置
- 2 窓ガラス、看板及び広告塔の落下及び飛散防止措置
- 3 火気使用設備・器具からの出火防止措置
- 4 危険物タンク等の転倒又は漏えい等の防止措置
- 5 その他の物品で転倒及び落下のおそれのある物の転倒等の防止措置

★(緊急地震速報の活用)

第29条 管理権原者は、緊急地震速報を活用するため必要な機器の設置に努めるものとする。

(非常用物品の確保)

第30条 管理権原者は、地震その他の災害等に備え、非常用物品3日分を目安に別表10「非常用物品等の一覧」のとおり確保するように努めるものとする。

- 2 防火・防災管理者は、非常用物品の点検整備を自ら実施するか又は防火・防災担当責任者に定期に実施させるものとする。
- 3 非常用物品の点検は、地震想定訓練実施時等に合わせて行うものとする。

(ライフラインの途絶に対する予防措置)

第31条 電気、ガス、上下水道、電話等のライフラインなどが途絶する場合の予防措置として、次のことを行う。

- (1) 停電に備えて、自家用発電機（非常電源）、発動発電機、蓄電池及び携帯用照明器具等の確保を図るとともに平素からこれらの取扱要領を防火・防災管理者等に習得させておく。
- (2) ガスの供給停止に備えて、プロパンガスボンベ、カセットコンロボンベ、灯油、炭等の確保を図る。
- (3) 断水に備えて、建物全体で保有する水量を把握するとともに、生活水の確保及びトイレ用具等の確保を図る。
- (4) 通信不全に備えて、電話回線の複線化及び無線機、トランシーバー、拡声器等非常時の通信手段の確保を図るとともに平素からこれらの取扱訓練を行う。

(地域防災計画等との調整)

- 第32条** 防火・防災管理者は、消防に係る法令等及び福岡市地域防災計画（震災対策編）、福岡市防災マップ等を定期的に確認し、本消防計画との整合性に努めるものとする。
- 2 管理権原者は、必要に応じ隣接建物等との応援協定を行い、防火対象物の存する地域の安全確保に努めるものとする。

第3章 応急対策的事項

第1節 火災、地震等の共通的事項

(自衛消防組織の設置等)

- 第33条** 管理権原者は、火災、地震等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、自衛消防組織を設置するものとする。
- 2 (防災センター等) に自衛消防組織の本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 3 自衛消防組織には、統括管理者を置き、本部隊及び地区隊を編成するものとする。
- 4 統括管理者は、自衛消防業務講習受講者等の法令資格者がその任務にあたる。
- 5 統括管理者の任務を代行する者(以下「統括管理代行者」という。)を定める。
- 6 本部隊には、指揮班、通報連絡(情報)班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班を置き、各班には班長を置く。
- 7 地区隊は、地区隊長及び班を置く。
- 8 自衛消防組織の編成及び主たる任務は、別記1-1「(ビル名称等)の自衛消防組織の編成表(本部隊)」及び別記1-2「(ビル名称等)の自衛消防組織の編成表(地区隊)」のとおりとする。

■ 作成上の注意事項

- 1 火災等の災害が発生したときの初動体制を迅速に確立するために、自衛消防組織を設置します。
- 2 第36条第2項の()内には、本部を設置する場所を記入します。
- 3 統括管理代行者についても自衛消防業務講習受講者等の法令資格者が望ましい。
- 4 各階又は区域ごとに、受持担当区域内の責任者と通報・消火・避難などの担当者を指定し、消防署長に届け出る消防計画には、役職・氏名を明記しておきます。
- なお、事業所等の見やすい場所に、役職・氏名を記入したものを掲出しておくことが必要です

(自衛消防組織の活動範囲)

- 第34条** 自衛消防組織の活動範囲は、原則として(ビル名称等)全体とする。
- 2 隣接する建物等からの火災による延焼を阻止する必要がある場合は、本建物に設置されている消防用設備等・特殊消防用設備等を有効に活用できる範囲内において、統括管理者の判断に基づき活動する。

(統括管理者の権限・責務等)

- 第35条** 統括管理者は、火災、地震等が発生した場合の自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- 2 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう隊を統括する。
- 3 統括管理者は、消防隊へ必要な情報提供等を行い、消防隊との連携を密にしなければならない。
- 4 管理権原者は、統括管理代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

(本部隊の任務)

- 第36条** 本部隊は、自衛消防組織の管理範囲内の火災、地震等において強力なリーダーシップを発揮し、初動対応及び全体の統制を行うものとする。
- 2 本部隊は、防災センター勤務員等を中核として、次の活動を行うものとする。
- (1) 本部隊の指揮班、通報連絡(情報)班は、本部員としてにおいて統括管理者の指揮の補佐を行い、

次の任務にあたる。

- ア 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握及び情報内容の記録。
 - イ 消防機関への情報や資料の提供、消防機関の本部との連絡。
 - ウ 在館者に対する指示。
 - エ 関係機関や関係者への連絡。
 - オ 消防用設備等の操作運用。
 - カ 避難状況の把握。
 - キ 地区隊への指揮や指示。
 - ク その他必要な事項。
- (2) 本部隊の初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班は、地区隊長の指揮のもとで現場員として火災等発生場所における任務にあたる。
- (3) 統括管理者は、地区隊長が不在となった区域で火災等が発生した場合、現場に駆け付ける現場員の1名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮にあたらせる。
- (4) 現場員は、地区隊長が不在となった区域で火災等が発生した場合、統括管理者が指定した指揮担当者の指揮の下で、情報収集、初期消火、避難誘導、安全防護、応急救護の任務にあたる。

■ 作成上の注意事項

本部長に自衛消防組織に関するすべての権限があることを明確にします。

(地区隊の任務)

第37条 地区隊は、当該地区隊の管理する区域内の火災、地震等においては、当該地区隊が中心となり地区隊長の指揮の下に初動措置を行うものとする。

2 地区隊は、地区隊長の指揮の下に、次の活動を行うものとする。

- (1) 地区隊の通報連絡班は、以下の事項の任務にあたる。
- ア 被害状況の把握、情報の収集。
 - イ 災害発生場所、状況等の本部隊への報告。
 - ウ 消防機関への通報及び指定場所への連絡。
- (2) 地区隊の初期消火班は、消火器、屋内消火栓等を活用し、消火活動の任務にあたる。
- (3) 地区隊の避難誘導班は、以下の事項の任務にあたる。
- ア 携帯用拡声器、メガホン等を活用しての避難誘導。
 - イ 在館者のパニック防止措置。
 - ウ 避難状況の確認及び本部隊への報告。
- (4) 地区隊の安全防護班は、以下の事項の任務にあたる。
- ア 防火戸、防火ダンパー等の操作。
 - イ ガス、危険物、火気使用設備等に対する応急防護措置。
 - ウ 倒壊危険箇所への立入禁止措置。
 - エ スプリンクラー設備等の散水による水損の防止措置。
 - オ 活動上支障となる物件の除去。
- (5) 地区隊の応急救護班は、救出及び負傷者の応急手当等の人命安全に係る措置にあたる。

(自衛消防組織の運用)

第38条 防火・防災管理者は、自衛消防組織を勤務体制の変動に合わせ、柔軟に編成替えを行うとともに、従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 統括管理者は、自衛消防組織の基本編成による活動では困難と認められる場合は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行うものとする。

3 休日・夜間等における自衛消防活動体制は、別表8「休日・夜間等の自衛消防組織体制」によるものとし、火災等が発生した場合は、次の措置を行うものとする。

- (1) 火災を覚知した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、建物内残留者等の避難誘導を行う。また、管理権原者又は防火・防災管理者等の関係者は、別に定める緊急連絡網により急報する。
- (2) 消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況、建物の構造等の情報及び資料等を提供するとともに、火災現場への誘導を行う。

- 4 休日・夜間等に発生した火災等に対しては、在館中の従業員が協力するものとする。
- 5 防火・防災管理者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の参集計画を別に定めるものとする。

(自衛消防組織の装備)

第39条 管理権原者は、自衛消防組織に必要な装備品を装備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 自衛消防活動要員等に必要な装備品等は、別表11「自衛消防活動等装備品リスト」に定める。
- (2) 自衛消防活動要員等に必要な装備品については、統括管理者が(防災センター、○階○○事務所内等)に保管し、必要な点検を行い、常時使用できる状態に維持管理し、結果を整備記録する。

(指揮命令体系)

第40条 管理権原者は、火災、地震等発生の情報を知覚した場合は、統括管理者に対し防災センター等に自衛消防本部を設置するよう指示するものとする。

- 2 統括管理者は、防災センター等での収集情報及び地区隊長の報告等をもとに、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう早期に自衛消防活動体制を確保する。
- 3 統括管理者は、消防機関が到着したときは、自衛消防組織の活動状況、被災状況等の情報を提供するとともに消防機関の指揮の下で協力を行うものとする。
- 4 防火・防災管理業務の一部を受託した事業者から派遣されている警備員等は、本部隊又は地区隊のもとに行動するものとする。

第2節 火災に関する事項

(火災発見時の措置)

第41条 火災の発見者は、消防機関(119番)への通報及び(防災センター等)に出火の場所、状況等を速報するとともに、周辺に火災を知らせるものとする。

- 2 (防災センター等) 勤務員は、自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めるときは、受信機の表示区域を確認して、直ちに係員を現場に派遣するとともに非常電話等で火災の状況を知らせる。
- 3 (防災センター等) 勤務員は、火災を確認後、直ちに消防機関(119番)へ通報するとともに自衛消防隊長に報告し、必要により放送設備等により周知する。

■ 作成上の注意事項

第41条各項の()内には、自動火災報知設備の受信機等が設置されている場所(防災センター等)を記入します。

(通報連絡)

第42条 本部隊の通報連絡(情報)班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 現場確認者等から火災の連絡を受けた時は、直ちに119番通報する。
 - (2) 火災発生確認後、避難が必要な階の在館者への避難の放送を行う。
 - (3) 統括管理者、地区隊長及び関係者への火災発生の連絡を行う。
 - (4) 避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の連絡を行う。
 - (5) 情報収集内容の記録。
- 2 地区隊の通報連絡(情報)担当は、次の活動を行うものとする。
 - (1) 出火場所、火災規模(範囲)、燃えているもの、延焼危険の確認。
 - (2) 逃げ遅れ者、負傷者の有無及び状況の確認。
 - (3) 消火活動状況、活動人員の確認。
 - (4) 防火区画形成状況の確認。
 - (5) 危険物品等の有無の確認。
 - (6) 前(1)~(5)の情報の統括管理者及び地区隊長への報告。
 - (7) 情報収集内容の確認及び記録。

■ 作成上の注意事項

- 1 火災を発見した者の通報（第41条及び第42条関係）
 - (1) 消防機関に通報する義務は、消防法第24条により、勤務者や付近にいる者及び隣接建物の関係者等に義務づけられています。

なお、防災センター等を経由して消防機関（119番）へ通報する体制をとっている事業所等にあつては、実情に応じた通報連絡を行います。
 - (2) 通報連絡は、状況に応じた内容を迅速かつ適切に消防機関及び指定された場所に行い、その後の消火及び避難活動等が速やかに行われるようにします。
 - (3) 本部通報連絡係員は、初動体制を確立した後も災害状況等の報告及び連絡を受け、適切な消防活動ができるように努める必要があります。
- 2 地区隊の通報連絡係員の任務を定めます。
- 3 火災等の災害が発生したときの勤務員の通報連絡要領について定めます。
- 4 本部隊の通報連絡係員の任務を定めます。
 - (1) 火災に対する対応や事業所等への連絡について定めます。
 - (2) 自衛消防隊長の指示、命令を伝達することを明記します。
 - (3) 特に病院、社会福祉施設等で近隣事業所等との応援協定を締結している施設にあつては、火災発生時の連絡を行うように定めます。
 - (4) 消防隊への情報の提供及び誘導等について定めます。

(消火活動)

- 第43条** 本部隊の初期消火班は、地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓設備等の消火設備を活用して初期消火を行うとともに、防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたるものとする。
- 2 地区隊の初期消火班の消火活動は、初動措置に主眼をおき活動するものとし、担当区域外での火災に対しては、臨時的措置を行うとともに、自衛消防隊長の指示により行動するものとする。

■ 作成上の注意事項

本部隊の消火係員は、主力となって消火活動を行い、地区隊員は、初期における応急消火活動をするなど、本部隊と地区隊の関係を定めたものです。

- 1 火災の直近にいる者は、身近に設置してある消火器具（消火器、消火パケツ等）や屋内消火栓設備等により応急消火活動を行います。
- 2 使用する消火器具等は、火元近くにできるだけ多く集め、連続して集中的に使用すると効果的です。
- 3 操作手順は、事業所等において、別に「防火管理マニュアル」等を定めて、徹底する必要があります。

(避難誘導)

- 第44条** 本部隊の避難誘導班は、地区隊と協力し出火階及びその直上階（出火階が1階又は地下階の場合は、1階及び地下階）を優先して避難誘導するものとする。
- 2 エレベーター・エスカレーターによる避難は原則として行わないものとする。
 - 3 避難誘導班は、非常口、特別避難階段附室前及び行き止まり通路等に拠点を置く。
 - 4 避難誘導の開始の指示命令は、統括管理者が出火場所、火災の程度、消火活動状況等を総合的に、かつ、短時間のうちに判断し責任を持って行うものとする。
 - 5 避難誘導にあつては、携帯用拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させなければならない。また、聴覚障害者の自力避難困難者については、担当者を指定して避難させるものとする。
 - 6 避難放送にあつては、早口を避け落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返して行い、パニック防止に努めるものとする。
 - 7 負傷者及び逃げ遅れ者等について情報を得たときは、直ちに自衛消防本部等（防災センター等）に連絡しなければならない。

- 8 (○○空地、○○駐車場 等) を一時避難場所とし、避難終了後、人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、本部に報告するものとする。
- 9 地区隊の避難誘導担当は、担当地区の避難者に対し、避難誘導を行うものとする。

■ 作成上の注意事項

- 1 訓練されていない不特定多数の者は、その場の従業員や特定の者の言動に大きく左右されることが多く、自衛消防隊員が行う初期の指示又は言動は、避難誘導活動全体の成否を決める重要な役割をもっています。
- 2 エレベーターが設置されている防火対象物では、エレベーターによる避難は、電源の遮断等により停止する危険性があるので、火災が発生したときには使用しないようにします。
- 3 避難誘導係員の配置について定めます。
- 4 避難誘導に当たっての誘導方法について定めます。
- 5 負傷者及び逃げ遅れた者の把握と本部への報告について定めます。

(安全防護)

- 第45条** 本部隊・地区隊の安全防護班は、火災が発生した場合、相互に協力して排煙設備の操作を行うとともに防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行うものとする。
- 2 出火階の防火戸及び防火シャッターは、他の階に優先して閉鎖するものとする。
 - 3 自動閉鎖式の防火戸であっても、自動閉鎖を待つことなく、手動で閉鎖するものとする。
 - 4 空調設備は、空調ダクトに火・煙が流入し、煙の拡散等危険性が拡大するので、原則として停止させることとする。
 - 5 危険物等消防活動に支障となる物件が、火災発生現場の近くにある場合は、できるだけ早く除去するものとする。
 - 6 エレベーター及びエスカレーターは、昇降路が煙道となる危険があるため、原則として停止するものとする。
 - 7 消火活動終了後は、スプリンクラー制御弁を停止し、水損防止を行うものとする。

■ 作成上の注意事項

火災のときは、排煙設備の操作若しくは運転、空調設備の停止、危険物品等の移動若しくは除去、エレベーターの運転制御、非常電源の確保又は水損防止等の活動がありますので、必要に応じて記入します。

(救出救護)

- 第46条** 本部隊の応急救護班は、救護所を消防隊等の活動の支障のない安全な場所に設置するものとする。
- 2 本部隊・地区隊の応急救護班員は、相互に協力して負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡をとり、病院に搬送できるように適切な対応を行うものとする。
 - 3 応急救護班は、負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢及び負傷箇所等必要な事項を記録するものとする。

■ 作成上の注意事項

救護所は、火災の状況に応じた安全な場所とし、救急車等の進入及び応急処置がしやすいところを選定します。必ずしも場所を明記しておく必要はありません。

(消防機関への情報提供等)

- 第47条** 本部隊は、消防隊の活動が効果的に行われるよう、次の情報提供等を行うものとする。
- (1) 自衛消防の組織の活動状況。
 - (2) 消防隊の進入経路及びはしご車等の緊急車両の停車位置の確保。
 - (3) 火災現場への誘導。

- (4) 出火場所、延焼範囲、逃げ遅れ者の有無、避難誘導状況、消防活動上支障となる物の有無。
- (5) 自衛消防隊本部等の設置場所。

第3節 地震に関する事項

★(緊急地震速報受信時の対応)

第48条 防災センター等勤務員は、緊急地震速報を受信した場合は、次の活動を行うとともに統括管理者及び防火・防災管理者に報告する。

- (1) 避難口等の防火戸の電気錠を解錠し、避難経路を確保する。
- (2) 人命の安全、被害の軽減及びパニックの発生防止のための在館者への緊急地震速報発表の放送等を行う。
- (3) 火気使用設備器具の担当者は、出火防止のため電源や燃料バルブ、ガスの元栓を遮断する。

(地震発生時の初期対応)

第49条 地震発生時は、身の安全を確保し、揺れが収まった後、統括管理者は建物全体の被害状況を把握し、館内放送等により在館者等に情報を提供する。

2 初期情報の収集

被害が同時に多発する地震災害では、初期情報の収集がその後の活動の基本となることから次の活動を行う。

- (1) 情報は災害活動の拠点となる防災センター等に一元化し収集する。
- (2) 防災センター等勤務員は、建物図面等の関係資料を準備する。
- (3) 防災センター等勤務員は、総合操作盤、館内モニター、管内巡視員等から情報収集をする。
- (4) エントランス受付、総合案内所、社員食堂、地下駐車場等からも広く情報収集する。

3 防災センター機器障害発生時の対応

防災センターの総合操作盤の障害により、機器による情報収集ができなくなった場合は、通報連絡(情報)員を増強し、建物内を巡回させ情報収集を行う。

4 在館者等への情報の提供

防災センター等勤務員は、揺れが収まった後、早期に館内放送を行い、在館者等の不安感等を和らげるための放送を開始する。

- (1) 建物内の被害状況等について逐次情報提供を行いパニックの発生防止に努める。
- (2) 負傷者情報を防災センターに提供するよう呼びかける。
- (3) 余震等による落下物等からの身体防護を呼びかける。

5 初期対応

- (1) 火気使用設備器具の直近にいる者は揺れを感じたとき又は大きな揺れが収まった後、電源や燃料バルブ、ガスの元栓を遮断する。
- (2) 統括管理者は防災センター等を通じ、在館者等に対して次のことを周知する。
 - ア エレベーターの使用禁止。
 - イ エスカレーターの使用禁止。
 - ウ 落下物からの身体防護の指示。
 - エ 屋外への飛び出しの禁止。

6 二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具、危険物施設等について別表6「建物・防火・避難施設等自主検査チェック表(定期)」に基づき点検を実施し、異常が認められる場合は、使用禁止等の応急措置を行う。

★(地震災害対策本部の設置)

第50条 管理権原者は、大規模地震が発生した場合の広範囲かつ長時間にわたる地震災害活動に対応するため、別記2「(**ビル名称等**) 地震災害対策本部」を設置する。

2 地震災害対策本部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況及び活動状況の把握。
- (2) 自衛消防活動の総括及び支援。
- (3) 応急対策の決定。
- (4) 復旧計画の策定。
- (5) その他地震災害活動に関すること。

- 3 地震災害対策本部の構成員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 本部長は、本部を統括するとともに、地震災害活動の最高指揮者として自衛消防組織の活動を統括するものである。
 - (2) 副本部長は、本部長を補佐するとともに前項第2号から第5号の任務を担当するものとする。
 - (3) 防火・防災管理者は、本部の統括班長として本部の運営に当たるとともに自衛消防組織の活動の支援を行うものとする。
- 4 地震災害本部の設置場所は、自衛消防本部とする。

(被害状況の確認)

- 第51条** 統括管理者は、建物全体の被害状況及び活動状況及び活動状況に関する情報を収集し、一元化し管理する。
- 2 統括管理者は、地震災害対策本部へ被害状況および活動状況について逐次報告する。
 - 3 被害状況及び活動状況の把握
 - (1) 統括管理者は、各地区隊長からそれぞれの担当区域における被害状況及び活動状況について報告を受ける。
 - (2) 情報の優先順位は、負傷者、閉じ込められた者の発生状況、火災等の二次災害の有無、建物構造等の損壊状況等とする。
 - (3) 統括管理者は、本部隊の通報連絡(情報)班を増強し、総合操作盤、館内監視カメラ、地下駐車場モニター、設備モニター等の機器情報及び館内巡回等による情報収集を強化する
 - 4 被害状況等の伝達
 - (1) 統括管理者は、地区隊長に建物全体の被害状況及び各隊の活動状況を伝達し、災害対応活動の円滑化を図る。
 - (2) 統括管理者は、必要に応じて館内放送により建物の被害状況や活動状況等を伝達し、在館等の不安解消を図る。
 - (3) テレビやラジオ等からの情報を収集し、必要に応じて次の事項について館内放送で伝達する。
 - ア 帰宅困難者の発生に備えた交通機関の状況。
 - イ 二次災害に備えた余震、津波等の発生危険。

(救出救護)

- 第52条** 救出活動は、生存率の高い時間内に迅速かつ効率的に行う必要があり、消防機関の迅速な活動が期待できない場合は、地震災害対策本部が主体となって行うものとする。
- 2 救出救護の原則
 - (1) 救出活動現場で同時に火災が発生している場合は、原則として火災を制圧してから救出活動にあたる。
 - (2) 救出活動は、人命の危険が切迫している人から救出する。
 - 3 二次災害の防止
 - (1) 救出活動では、要救助者及び救出作業者の安全を確保するための監視員を配置し、二次災害の発生防止に努める。
 - (2) 救出作業では、不測の事態に備えて消火器や水バケツ等を準備する。
 - 4 応援の要請等
 - (1) 地区隊長は、救出活動に際し、人手が不足する場合は、統括管理者に応援要請を行うとともに、周囲の人に協力を要請する。
 - (2) 建設土木重機等が必要な場合は、事前に協定した建設業者等に当該重機及び操作技術者等の派遣を要請する。
 - 5 応急救護所の設置及び搬送
 - (1) 本部隊の応急救護班は、大きな揺れが収まった後、応急救護所を設置する。
 - (2) 応急救護所は、避難等の障害とならない場所に設置する。
 - (3) 応急救護班は、負傷者が発生した場合の応急手当を行うとともに、被害状況により緊急を要し、かつ消防機関の救急隊による搬送が期待できない場合は、福岡市地域防災計画(震災対策編)に定める救護所、医療機関に搬送する。
 - (4) 救出した人には、救出した場所、時間等を記入した負傷者カードを掲示し、救護活動を行う。

(エレベーター停止への対応)

第53条 統括管理者は、速やかに各エレベーターの停止位置を確認し、次の活動を行う。

- (1) 本部隊は、インターホンで各エレベーターに呼びかけを行い閉じ込められた者の有無について確認する。
 - (2) 閉じ込められた者が発生した場合は、速やかにエレベーター管理会社の緊急連絡先に連絡する。
 - (3) 閉じ込められた者の発生したエレベーターの停止位置を確認するとともに、インターホンで閉じ込められた者への呼びかけを開始し、エレベーター管理会社への連絡、その他地震の状況等を適宜連絡し、閉じ込められた者を落ち着かせる。
 - (4) エレベーター管理会社の行う「閉じ込め者発生時の救出訓練」等に参加し技術等を習熟した者がいる場合で、エレベーター管理会社の到着が著しく遅れる等緊急やむを得ない場合は、エレベーター管理会社の到着を待たずに救出活動を行う。
 - (5) エレベーター管理会社が到着した場合は、エレベーターの停止位置等の情報を伝達し、現場へ誘導する。
- 2 復旧対策等
- (1) 停止したエレベーターは、安全確認が終了するまで使用禁止の措置を徹底する。
 - (2) 長周期地震動によりエレベーターが停止した場合は、震度にかかわらず綿密な点検を行い、安全を確認する。
 - (3) 地震後の早期復旧についてエレベーター管理会社との連携体制等について確保する。
- 3 報告等
- (1) 従業員等が、エレベーターに閉じ込められた場合は、インターホンで防災センターにその旨を連絡するとともに、負傷者の有無等について伝える。
 - (2) エレベーターの閉じ込めを発見した場合は、防災センター等に報告する。

(地震による出火防止への対応)

第54条 地震による火災は、同時多発するとともに消火設備等の機能の低下により対応が困難となることから出火防止等を徹底する。

- (1) 火気使用設備器具の直近にいる者は、地震を感じたとき又は大きな揺れが収まった後、電源の遮断及び燃料バルブ、ガスの元栓の閉鎖等の出火防止を行う。
 - (2) ボイラー等火気使用設備の担当者は、燃料の自動停止装置の作動の確認及びバルブの閉鎖を行う。
- 2 初期消火
- (1) 地区隊長は、担当区域内の出火危険箇所初期消火班を派遣し、早期発見・消火を行う。
 - (2) 複数の出火箇所がある場合の消火活動は、避難経路となる場所を優先して行う。

(避難施設・建物損壊への対応)

第55条 統括管理者は、総合操作盤、館内モニター等からの情報、本部隊通報連絡(情報)班及び地区隊長等からの被害情報を総合的に判断し、安全な避難経路の選定を行う。

- (1) 地区隊長は、揺れが収まった後、安全防護班に担当区域内の避難口、廊下、避難階段等の防火戸、防火シャッター等の開閉状況を確認させ、安全な避難路を選定するとともに統括管理者に報告する。
 - (2) 統括管理者は、防火戸、防火シャッターの開閉等の機能障害を把握した場合は、代替の避難経路を選定し地区隊長に指示する。
 - (3) 火災が拡大し消火が困難となった場合は、避難者の避難完了を確認した後、防火戸及び防火シャッターを閉鎖し区画する。
- 2 スプリンクラー設備等の機能障害への対応
- (1) スプリンクラー設備等の自動消火設備が作動しない場合は、周囲の人の協力を求め、消火器や水バケツを集結し消火にあたる。
 - (2) 統括管理者は、スプリンクラー設備からの不時散水状況を把握し、安全防護班に水損防止の措置を行わせる。
- 3 安全区画の形成
- (1) 安全防護班は、防火戸、防火シャッターの自動閉鎖機能に障害が生じた場合は、手動操作により行う。
 - (2) 地区隊長は、建物の損壊や収容物の倒壊等によって、防火戸、防火シャッターの閉鎖障害が生じ、安全区画を変更する場合は、区画内の避難者の確認及び統括管理者への報告を行う。

(ライフライン等の機能不全への対応)

第56条 ライフライン等の機能不全への対応については、次のとおりとする。

(1) 停電への対応

- ア 防災センター等勤務員は、自家発電機設備の始動を確認するとともに館内放送で非常電源への切り替えについて放送する。
- イ 自衛消防活動に必要な携帯用照明器具、懐中電灯、発動発電機、バッテリー等について確保する。
- ウ 地震後、常用電源が供給された場合の二次災害の防止のためブレーカー等の遮断を徹底する。
- エ 長時間の停電に備えて自家発電機設備の燃料の補給を行う。

(2) ガス供給停止への対応

- ア ガス緊急遮断装置の作動の確認を行う。
- イ 地震動によるガス配管等からの漏洩の点検を行う。
- ウ ガスの漏洩を発見した場合は、直近の遮断弁を閉鎖し、周囲の人を速やかに退避させ、火源(電灯、スイッチ等による引火爆発を含む)に注意して拡散させる。

(3) 断水への対応

- ア 統括管理者は、給水弁を操作し、消火用水を確保する。
- イ 飲料水は、貯水槽等の損壊等の被害状況を確認した後、給水する。
- ウ 災害活動の長期化にともなう生活用水等の確保については、時期を失することなく要請する。

(4) 通信障害への対応

- ア 統括管理者は、防災センター、本部隊各班長、地区隊長との間に複数の連絡手段を確保する。
- イ 電話による通信は、原則として緊急通信に限定し、従業員等の安否等については、災害用伝言ダイヤル等を活用する。

(5) 交通障害への対応

- ア 交通機関の運行状況に関する情報収集を強化する。
- イ 道路の亀裂、陥没による通行止め情報の収集にあたる。
- ウ 交通障害が長期化するおそれが生じた場合は、早期に必要な物資等の応援要請を行う。

(6) 活動支援体制の強化

- 災害活動が長期化する場合は、地震災害対策本部等の機能を強化し、自衛消防組織の要員の交代や日常生活物資の補給を行う。

(避難誘導)

第57条 統括管理者は、地震が発生した場合、パニック防止を図り、別図1「避難判断基準」に基づき避難するか、建物内に残留するかを判断する。

2 前項の規定によらず、防災関係機関から避難指示があった場合は、速やかに避難誘導を行う。

(避難上の留意事項)

第58条 統括管理者は、地震時の避難については在館者等の混乱防止に努めるほか、次によるものとする。

- (1) 建物の倒壊危険等がある場合は、在館者等を屋外の安全な場所に避難させる。
- (2) 統括管理者及び地区隊長は、避難の指示を出すまで、在館者等を落ち着かせ、照明器具や棚等の転倒・落下・移動に注意しながら、柱の回りや壁際など安全な場所で待機させる。
- (3) 統括管理者は、全館一斉に避難する場合は、幼児・老人を優先し、避難者をブロックごとに分け、避難順を指定して行う。
- (4) 統括管理者は、避難を行う場合、地区隊長と連携し、各階の避難経路に避難誘導員を配置して行う。

2 一次退避場所への避難

- (1) 地区隊長は、事業所の天井の落下、収容物の転倒・落下・移動、火災が発生するなど危険が切迫した場合は、建物内の退避場所へ従業員等を避難させる。
- (2) 地区隊長は、傷病者等自力避難困難者に対しては、担当員を配置し、誘導させるなど一次対応を行う。
- (3) 地区隊長は、避難状況を統括管理者に連絡する。

3 避難場所への避難

- 火災の延焼状況及び建物の損壊・倒壊等の状況を判断し、危険が切迫しているときは、福岡市地域

防災計画（資料編）に定める避難場所へ避難誘導する。

- (1) 避難場所に誘導するときは、避難場所（ ○○小学校、○○公園 等 ）までの順路、道路状況、被害状況について説明する。
- (2) 避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩とする。
- (3) 避難誘導にあたっては、拡声器やメガホン等を活用するとともに、避難者の先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- (4) 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

■ 作成上の注意事項

- 1 大都市における避難は、多数の者の行動であり、日常の個人的な行動と違ってきます。したがって、あらかじめ事業所等で一時集合場所を定め、従業員等に周知しておく必要があります。
- 2 避難場所は、地域避難場所、広域避難場所等が各区で定められていますので、最寄りの消防署に尋ねて（ ）内に避難場所の名称を記入してください。決めてある広域避難場所を確認しておき、より安全に避難ができるよう心掛ける必要があります。

（帰宅困難者対策）

第59条 防火・防災管理者及び統括管理者は、帰宅困難者となるおそれのある従業員、在館者等に対する支援の確保及び情報の提供等の手段を講じておくものとする。

- 2 統括管理者は、帰宅困難者に対し、次のことを行う。
 - (1) 交通機関の運行状況及び道路等の被害状況の把握に努め、館内放送等を活用して従業員等に伝達する。
 - (2) 地区隊長への帰宅困難者対策実施の指示。
 - (3) 帰宅困難者情報の関係機関等への提供。
 - (4) 救護施設の設置指示と救援物資の支給。
 - (5) 従業員や従業員の家族の安否情報の確認・連絡手段として通信機関の災害用伝言ダイヤル等を活用した連絡体制を確立する。

（ライフライン、危険物等に関する二次災害発生防止）

第60条 統括管理者は、地震後の建物の使用開始及び復旧作業等に伴う災害発生を防止するため、点検・検査員及び安全防護班員に次のことを行わせるものとする。

- (1) 火気使用器具及び電気設備等からの火災発生要因の除去又は使用禁止の措置を行う。
- (2) ガス配管等からの漏洩の有無のチェック、漏洩防止処置及び立ち入り禁止措置を行う。
- (3) 危険物品等からの火災発生要因の除去及び安全な場所への移動又は危険場所への立入禁止の措置を行う。
- (4) 消防用設備等の使用可否を把握するとともに、使用可能な消火器等を安全な場所に集結して管理する。
- (5) エレベーター、エスカレーター、空調設備等の稼動開始に伴う安全確認及び防護措置を行う。
- (6) 給水開始に伴う配管等の漏洩防止措置を行う。
- (7) 避難経路の確保及び建物内損壊箇所等の応急措置を行う。

（復旧作業等の実施）

第61条 防火・防災管理者及び統括管理者は、復旧作業及び建物を使用再開するときは、十分に連携し、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 復旧作業に係る工事人に対する出火防止等の教育を徹底する。
- (2) 復旧作業に係る立入禁止区域を指定するとともに従業員等に周知徹底する。
- (3) 復旧作業と事業活動が混在する場合は、相互の連絡を徹底するとともに監視を強化する。
- (4) 使用再開にあたっては、通常と異なる利用形態となることから避難経路を明確にするとともに従業員等に周知徹底する。

（警戒宣言等の対応）

第62条 防火・防災管理者及び統括管理者は、警戒宣言等の発令が出された場合、次の事項について必要な指示・命令を行う。

- 1 自衛消防組織を別記1-1「ビル名称等 自衛消防組織の編成表(本部隊)」及び別記1-2「ビル名称等自衛消防組織の編成表(地区隊)」により、編成し、応急対策、時差退社等の進行状況等必要な事項を随時報告させる。
 - (1) 防火・防災管理者及び統括管理者から管理権原者への報告。
 - (2) 本部隊の各班長及び地区隊長から防火・防災管理者及び統括管理者への報告。
- 2 営業方針に対する指示。
 - (1) 残留要員の確保。
 - (2) 在館者の防止のため、営業を自粛又は中止。
- 3 休日・夜間における対策。
 - (1) 別表8「休日、夜間等の自衛消防組織体制」に定める体制をとり、別記1-1「(ビル名称等) 自衛消防組織の編成表(本部隊)」及び別記1-2「(ビル名称等) 自衛消防組織の編成表(地区隊)」に定める任務に基づく指示。
 - (2) 別に定める緊急連絡網による必要な要員を招集。
 - (3) 警戒宣言等を知り得た招集要員は自主的に集結する。
- 4 本建物内の従業員及び在館者等への伝達。
- 5 火気等の使用に関する留意事項の伝達。
- 6 下記に定める被害防止措置の指示。
 - (1) 窓ガラス等の落下・散乱防止措置。
 - (2) 照明器具等の落下防止と固定。
 - (3) 事務室内の事務機器等の落下・転倒・移動防止措置。
 - (4) 工事及び高所作業を行う者への工事資機材等の転倒・落下・移動防止等の安全措置。
- 7 警戒宣言等に関する情報の収集。
- 8 防火・防災管理者及び統括管理者から統括防火・防災管理者への報告。
- 9 その他必要な事項。

(その他災害に対する対応)

- 第63条** 従業員等は、毒性物質の発散があった場合又は、発散のおそれを発見した場合は、統括管理者(本部・防災センター等)に連絡するものとする。
- 2 統括管理者は、前項の情報を得た場合や原因不明で多数の死傷者等が発生した場合は、本部員(防災センター勤務員等)に周囲の立入禁止措置を行い、従業員等を避難させる。
 - 3 統括管理者は、第1項の情報を消防、警察等に連絡し、その指示に従うものとする。

第4章 教育訓練

第1節 教育

(管理権原者の取組み)

- 第64条** 管理権原者は、自らの防火・防災管理に関する知識と認識を高めるため、防火・防災に関するセミナー等に積極的に参加し、建物全体の安全・安心の確保に努めるものとする。
- 2 管理権原者は、防火・防災管理者、統括管理者及びその他の防火・防災業務に従事する従業員等の防火・防災教育について計画的に実施し、防火・防災意識と災害対応力の向上を図るものとする。
 - 3 管理権原者は、防火・防災管理者、統括管理者及びその他の防火・防災業務に従事する従業員等の法定講習及び防災講演会の受講について必要な措置を講ずるものとする。
 - ★4 管理権原者は、協議会が主催する講演会、防火・防災訓練等に参加し、各協議会構成員との情報交換等を行い協議会の円滑な運営に努めるものとする。

(防火・防災管理者の教育)

- 第65条** 防火・防災管理者は、消防機関等が開催する各種講習会や研究会に参加し、防火管理に関する知識・技術の向上に努める。
- 2 防火・防災管理者は、防火・防災管理再講習を期限内に受講する。

(自衛消防組織の要員に対する教育)

- 第66条** 防火・防災管理者は、自衛消防業務に従事する者への教育の実施計画を作成し、個人・集合・

部分教育等を実施し記録しておくものとする。

2 本部隊の班長への教育については、自衛消防業務講習を受講させるものとする。

(統括管理者等の資格管理)

第67条 管理権原者は、防火・防災管理者が作成した、統括管理者及び本部隊の自衛消防業務に従事する者の受講状況を別表12「(ビル名称等)自衛消防業務講習修了者管理表」により管理し、計画的に受講させるものとする。

(従業員等の教育)

第68条 防災教育の実施時期、実施対象者、実施回数は、次の表のとおりとする。

実施対象者	実施時期	実施回数	教育実施者				
			防火・防災管理者	防火・防災担当責任者	火元責任者	催物主催責任者	催物の火気取扱責任者
新入社員	採用時	採用時1回					
正社員	月、月	年2回					
	朝礼時	必要の都度					
派遣社員	採用時等	採用時1回その他必要の都度					
	朝礼時	必要の都度					
アルバイト・パート	採用時等	採用時1回その他必要の都度					
	朝礼時	必要の都度					
舞台出演者	催物開催前	1回以上					
	催物開催中	必要の都度					
催物係員	催物開催前	1回以上					
	催物開催中	必要の都度					
備考	○印は、対象者に対する実施者を示す						

(教育の内容)

第69条 防火・防災管理者は、防火・防災教育に従事する者として、防火・防災管理業務に必要な知識、技術を高めるために次の教育を行う。

- (1) (ビル名称等)の消防計画の周知徹底。
- (2) 自衛消防組織の編成とその任務。
- (3) 火災及び地震発生時の対応について。
- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領。
- (5) 防災センター等の役割とその重要性。
- (6) 警戒宣言が発せられた場合の応急措置対策等に関する基本事項。
- (7) 地震対策に関する事項。
- (8) (ビル名称等)全体についての消防計画の周知徹底。
- (9) その他防火・防災管理上及び自衛消防活動上必要な事項。

第2節 訓練の実施

(従業員等の訓練)

第70条 防火・防災管理者は、統括管理者と協力し、火災及び地震等の災害を想定した消火、避難及び通報等の訓練の計画を策定するとともに同訓練を実施する。

- 1 総合訓練
 - (1) 火災総合訓練
 - (2) 地震等総合訓練
- 2 部分訓練
 - (1) 指揮訓練
 - (2) 通報訓練
 - (3) 消火訓練
 - (4) 避難訓練
 - (5) 救出救護訓練
 - (6) 安全防護訓練
 - (7) その他NBC等に伴う災害に係る対応訓練
- 3 その他の訓練
 - (1) 建物平面図、配置図、設備図等を使用し、災害を想定した図上訓練
 - (2) 自衛消防組織の編成及び任務の確認
 - (3) 自衛消防活動に供する設備機器及び装備等の取扱い訓練
- 4 訓練の実施時期等

訓練の種別	実施時期	備考
火災を想定した総合訓練	○ 月、 ○ 月	通報、消火、避難の訓練の要素を取り入れた総合訓練を実施する。
地震等を想定した総合訓練	○ 月、 ○ 月	避難の訓練を主体とした総合訓練を実施する。
部分訓練等	○ 月、 ○ 月	必要に応じ実施する。

- ・ 自衛消防隊長は、訓練指導者を指定して実施するものとする。
- ・ 訓練参加者は、原則自衛消防組織を含むすべての従業員とする。

■ 作成上の注意事項

- 1 訓練は、最低限次の回数を行わなければなりません。

訓練種別	特定防火対象物	非特定防火対象物
消火訓練	年2回以上	年1回以上
避難訓練	年2回以上	年1回以上
通報訓練	年1回以上	年1回以上
地震等を想定した訓練	年1回以上	年1回以上

- 2 訓練の実施時期のポイント

- (1) 春・秋の火災予防期間中又はその前後
- (2) 防火の日（毎月1日）
- (3) 新入社員の入社時期
- (4) アルバイト又はパートの者を採用したとき

- 3 消火訓練及び避難訓練

特定防火対象物では年2回以上実施すること（消防法施行規則第3条第10項）が義務づけられています。

- 4 訓練指導者

訓練指導者は、一時的には防火管理者又は管理権原者としませんが、防火対象物の用途、規模及び自衛消防組織の構成並びに指導者としての知識及び技術を総合的に判断して適任者を充てます。

(訓練時の安全対策)

第71条 統括管理者は、訓練指導者を(○○ ○○)、安全管理を担当する者を(○○ ○○)とし、訓練時における訓練参加者の事故防止等を図るため、訓練実施前、訓練実施中、訓練実施後、各安全管理を実施するものとする。

(1) 訓練実施前

- ア 訓練に使用する施設、資機材及び設備等は、必ず事前に点検を実施するものとする。
- イ 事前に訓練参加者の服装、資機材及び健康状態を的確に把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講じること

(2) 訓練実施中

- ア 安全管理を担当する者は、訓練の状況全般が把握できる位置に、補助者は安全管理上必要な箇所に配置し、各操作及び動作の安全を確認すること。
- イ 訓練中において、使用資機材及び訓練施設に異常を認めた場合は、直ちに訓練を停止して、是正措置等を講じること。

(3) 訓練終了後

- 訓練終了後の資機材収納時についても、手袋、保安帽を着装させるなど、十分に安全を確保させること。

(自衛消防訓練実施結果の検討)

第72条 防火・防災管理者及び統括管理者は、訓練の実施結果についての検討会を開催する。

なお、検討会には、原則として訓練に参加した者が出席するものとする。

2 訓練の結果は、別表13「自衛消防訓練実施結果記録書」に記録し、以後の訓練に反映させるものとする。

★3 防火・防災管理者は、訓練検討結果を基に、統括防火・防災管理者及び防火・防災管理委員会に報告するものとする。

(自衛消防訓練の通知)

第73条 防火・防災管理者は、消火、通報及び避難訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「消火・避難訓練通知書」により、また、地震等を想定した訓練を実施しようとするときは「防災避難訓練通知書」により所轄消防署へ通報するものとし、実施日時、訓練内容等について従業員等に周知徹底する。

附 則

この計画は、 ○○年 ○月 ○○日から施行する。

第3節 雑則

別表1 (第3条関係)

災害想定

建物の概要 (所在地、階数、構造、延床面積、用途等)	福岡市内に所在、地上〇階、地下〇階、延床面積〇〇〇〇㎡、エレベーター〇機(常用〇機・非常用〇機) 建築構造 耐火 造、 建築年 2017 年、用途< 特定複合用途 >
発地震の情報(震度、時間、曜日等)	直下型震度6強、地震発生日時: 〇月頃の〇曜日、 〇時〇〇分
その他のシナリオ条件 (在館者数、従業員数、火気使用状況、天候、温度等)	館内残留者 〇〇〇人、内 従業員 〇〇人、店舗利用者 〇〇人・テナント 従業員 〇〇人、天候: 雨、気温: 〇℃

被害種類と考慮すべき態様	番号	①被害想定 (被害の具体的事象)	②防火防災安全上の目標設定
1. 建物等の基本被害	1	建物構造の一部に被害を確認した。床: 現状使用を継続する上での問題なし。	在館か建物外への避難の判断を 5 分以内に下す。
	2	外構オブジェ(高さ 7 m) が倒壊したが、負傷者の発生はなし。	負傷者を出さない。避難経路を確保する。
	3	2階部分のフリーアクセスフロアがせりあがり、床の崩壊が起こる。	転倒事故による負傷者を出さない。
	4	外壁・窓ガラス・看板の一部が落下し、建物周囲にガラスが散乱する。	散乱物による負傷者を出さない。
	5	複数店舗天井が落下する。照明器具も落下し破損し、ガラス片が飛散する。	散乱物による負傷者を出さない。
2. 建築設備等被害	6	揺れにより非常用自家発電機が損壊し、機能しない。	電源の確保を早急に行う。
	7	ボイラー用の燃料タンクから重油が漏洩する。	漏油に着火させない。着火しても延焼拡大させない。
	8	2番のエレベーターが非常停止して来館者が閉じ込められる。	安全階での解放・救出。
	9	エスカレーター急停止により来館者が将棋倒しになり数名の負傷者が発生する。	怪我人を増やさない。
3. 避難施設等被害	10	屋上のビルマルチ空調が停止し、ビル内の気温は40度程度まで上昇。	熱中症患者を出さない。
	11	非常用放送設備が断線により使用不能になり、防災センタ等からの避難誘導ができなくなる。	避難の混乱による負傷者を出さない。
	12	11階で、オフィス内のキャビネット転倒により、テナント従業員が閉じ込められる。	閉じ込め者を全員救出する。
	13	屋外鉄骨階段の一部が脱落し、避難経路として使用できない。	避難経路を変更し、非常用放送設備による指示で避難者の安全を確保する。
4. 消防用設備等	14	北側正面の出入口に避難者が殺到し、負傷者が発生する。	負傷者を拡大させない。パニックを起こさない。
	15	配管破裂・ヘッド損傷によって漏水し、スプリンクラーが使用不能となる。	代替の設備での消火対応。
	16	地下駐車場でボンベ転倒のため不活性ガス消火設備が使用不能となる。	酸素濃度の低下による被害者を出さない。
	17	煙感知器連動の防火戸が故障で作動しない。	延焼防止。煙による窒息被害を防止する。

被害種類と考慮すべき態様	番号	①被害想定 (被害の具体的事象)	②防火防災安全上の目標設定
	18	<u>陳列棚</u> の移動などにより、防火シャッターが閉鎖障害となる。	火災発生の場合は煙害および延焼の防止。
	19	火災感知器の配線が断線し、機能停止する。	感知漏れを発生させない。
5. 収容物等被害	20	吹き抜け上部に吊るされた看板や天井などが落下する	負傷者を出さない。避難経路障害を作らない。
	21	<u>テナント陳列棚</u> が多数転倒・落下する。	負傷者を出さない。避難経路障害を作らない。
	22	<u>オフィス</u> のパーティションが転倒し負傷者が発生。	負傷者を出さない。避難経路障害を作らない。
	23	<u>オフィス</u> のガラスパーティションが外れ破損する。	破損したガラスに近づかない。
6. ライフライン等被害	24	断水により飲料水を確保できなくなり、トイレが使用できない。	トイレを使用できるようにする。飲料水を確保する。
	25	受変電設備が地震の振動による横ズレにより機能停止し、停電発生。	必要な場所での一定以上の照度を確保する。
	26	電話が輻輳してなかなか繋がらない。そのため、自衛消防組織要員同士が連絡をとれず、 <u>本社</u> への連絡が取れなくなる。	通信連絡を取れる環境を確保する。
	27	電話線が普通となり、消防への救助要請ができない。	公設消防隊へ救助要請を行う。
	28	建物の倒壊、道路の亀裂などによって交通網が寸断され、多数の帰宅困難者が発生。	避難民の生活上最低限の環境を維持する。飲料水・食料の確保。
	29	交通網の寸断により公設消防が到着せず、消火や救助活動が困難になる。	延焼防止。閉じ込め者、負傷者の救出。
7. 火災等の発生 (派生的被害含む)	30	<u>12</u> 階の <u>テナント〇〇</u> の厨房のフライヤーから出火する。	延焼拡大防止、負傷者を出さない。
	31	水道管破裂による地下階の浸水が発生する。	溺死者を出さない。水道を早期に停止させる。
	32	重要書類、商品、貴重品等の盗難が発生する。	盗難被害を最小限にとどめる対策。
	33	工事中の溶接火花から可燃物に着火する。	火災を拡大させない。
	34	都市ガス配管が破裂し、ガスが漏洩する。	引火・爆発させない。ガスを早期に屋外への排出、ガス中毒者を出さない。
	35	安否情報、被災状況、救援の動向などの情報を求める人が防災センターなどに殺到。	非常放送により被災者に的確な情報を提供する。パニックを起こさない。
8. 人的被害	36	<u>地下部分</u> で停電が発生。暗闇で <u>来館者</u> が大声で騒ぐ。	パニックを起こさないための対応。
	37	フロアごとの避難指示がかみ合わず、来館者の避難が混乱する。	将棋倒しによる負傷者を出さない。
	38	在館者に不確かな情報が錯綜する。	パニックを起こさない。
	39	落下してくるガラスの破片による負傷者が発生する。	負傷者の応急手当。
	40	帰宅困難者に熱中症患者・脱水症患者が発生する。	患者の手当て。
	41	<u>社員食堂</u> からの出火により、煙吸引による負傷者が発生する。	負傷者の手当て。
	42	女性利用客が転倒した什器の下敷きになる。	負傷者の救出・救助、応急手当。

被害想定に基づく応急的対策事項と予防的事項

被害種類と考慮すべき態様	番号	対応行動の具体化	
		③応急的対策事項	④予防的事項
1. 建物等の基本被害	1	応急判定士や建築技術者により、建物の損傷箇所を目視・確認する。	耐震診断、耐震補強工事を行う。
	2	関係者以外立ち入り禁止措置をとる。散乱物を撤去する。	工作物の耐震性の確認を行う。
	3	関係者以外立ち入り禁止措置をとる。避難経路の確保。	フリーアクセスフロア支柱の耐震措置を講じる。免震床の採用。
	4	<u>来館者</u> を建物周囲へ近づけない。	立ち入り禁止措置範囲の事前把握。庇の設置検討。
	5	<u>来館者</u> を近づけない。破損ガラスの片付け清掃。	天井・器具・機器の固定、振止めの取り付け。
2. 建築設備等被害	6	懐中電灯で明かりをとる。非常用自家用発電機を修理する。	設備の耐震固定を行う。
	7	燃料の回収作業を行う。	タンクの耐震診断・耐震補強を行う。防油堤燃料タンクの周囲に可燃物を 放置しない。防火区画の機能確認。
	8	非常用インターホンでの負傷者の有無の確認と、消防隊・エレベーター管理会社への連絡。	エレベーター会社と緊急時の対応、復旧・救出フローの確認を行う。エレベーター内に緊急時脱出用のバールを常設する。
	9	エスカレーターへの立入禁止看板を立てる。	エスカレーター会社と緊急時の対応を確認する。
3. 避難施設等被害	10	冷却シート配布、飲料水配布。空調機の早期復旧。	空調設備の耐震診断・耐震補強を行う。
	11	<u>事務所</u> まで防災センターから連絡員を派遣する。無線がある場合は無線を利用して連絡を試みる。	非常用放送設備および配線の耐震診断・耐震補強を行う。
	12	公設消防隊への連絡。チョークによるマーキングやドアノブに蛍光リングを活用するなど安否確認を行う。バールによるこじ開けを試みる。	安否確認方法の確立、扉の開錠方法の事前確認。
	13	立ち入り禁止措置を行い、代替経路図を掲示しておく。誘導員を配備する。	鉄骨階段の劣化状況（錆やボルトの緩み等）を確認しておく。
4. 消防用設備等	14	避難誘導係を十分な人数配置する。	定員管理を徹底する。避難誘導訓練を実施する。
	15	火災が発生していないことを確認してから、制御弁を閉止する。	制御弁室の場所を確認しておく。1系統の防護範囲を確認しておく。
	16	当該区画からの人員の避難誘導、および避難放送。	設備の耐震診断・耐震補強を行う。
	17	誘導員の配置により、立ち入り禁止措置をとる。	定期的に防火戸の機能点検を行う。
	18	障害物を除去し、防火区画を適切に形成する。閉鎖障害があった旨を防災センターへ知らせる。	防火シャッターおよび防火戸の周囲に物品を放置しない。什器・陳列棚を 設置する場合は耐震補強を行い、商品の落下防止策を講じる。
5. 収容物等被害	19	火災が発生していないか現場確認を行う。防災センター被害状況を報告する。	配線に余裕を持たせておく。
	20	吊看板や剥がれかかった天井の下に近づかない。	吊り下げ物は落下防止策を強化する。
	21	大きな陳列棚や什器に近寄らない。	揺れやすい方向と棚の配列方向を確認しておく。
	22	負傷者を応急救護室へ運び、応急手当をする。	棚に耐震補強を講じる。重心が高くないようにバランスの良い収納をする。
6. ライフライン等被害	23	破損したガラスに近づかない。	不要なパーテーションを撤去する。パーテーションの固定を強化する。
	24	受水槽から水を取りバケツに溜めておく、仮設トイレを設置する。業者に修理依頼の連絡をとる。	非常用飲料水を各階に常備しておく。周辺地域の公衆トイレとマンホール 位置を確認する。仮設トイレを事前調達。
	25	窓のカーテンを開く。無窓廊下では懐中電灯を準備する。	設備の耐震補強を講じる。 <u>各テナントは</u> 懐中電灯を準備しておく。

被害種類と考慮すべき態様	番号	対応行動の具体化	
		③応急的対策事項	④予防的事項
		26	<u>事務所</u> から防災センターへ連絡員を派遣して情報を得る。
27	防災センター等から最寄りの消防署まで連絡員を派遣する。	最寄りの消防署の位置を確認して置く。	
28	帰宅難民が寝泊りできるよう、ホールを開放。仮設トイレの設置。非常食・水の配給。	震災時帰宅支援マップの配布。オフィスフロアの女性は運動靴常備。	
29	消火器、消火栓を用いた独力による迅速な初期消火。独力による負傷者の救出。	消火設備および救助器具・救急用品の充実。消火訓練・救急訓練の実施。	
7. 火災等の発生	30	消火器による初期消火。排煙装置起動。煙が多い場合、濡れたハンカチで口を覆い、低い姿勢をとり、非常口誘導灯をたよりに避難。	厨房用自動消火設備の設置、点検強化。
	31	<u>地下</u> 階からの避難誘導。水道業者への連絡。	水道管の耐震化。水道管が破裂した場合でも地下に水が溜まらない構造にする。
	32	建物の入退場制限を行う。現金・貴重品・重要書類の管理を行う。	防犯担当責任者の役割を明確にしておく。
	33	消火器による初期消火を行い、鎮火させる。	溶接作業には、必ず消火器を配備するよう工業者を指導しておく。
	34	排煙装置を起動して換気を行い、ガスの充満を防ぐ。ハンカチ鼻と口を覆い、非常口誘導等に沿って避難する。	ガス配管の耐震化を行う。
	35	特設テレビを設置する。	<u>テナント</u> ごとにラジオを準備、ラジオの電池の備蓄。
8. 人的被害	36	非常用放送設備にて避難誘導のアナウンスをするとともに、落ち着くよう促す。	停電時の行動マニュアルを施設案内の冊子などに盛り込む。
	37	パニック防止放送を行う。避難誘導員を配置し、複数の避難経路に人を分散させる。	パニック防止放送の確認を行う。全テナントの避難手順をあらかじめ決めておく。避難訓練回数を増やす。
	38	安全情報（施設の対応方針等）を在館者に知らせる。	イベント時の警備員と事前に避難誘導体制等を協議しておく。
	39	医療チーム派遣の要請。応急救護所の設置。	有事の際の救護所の場所をあらかじめ決めておく。AEDを設置しておく。
	40	医療チームの派遣要請。熱中症患者に優先的に水を供給する。風通しの良い日陰へ移動させる。	冷却シート・水・スポーツドリンクの備蓄。日よけ用のテントを準備しておく。
	41	安全な場所に負傷者を搬送する。救急隊到着までに応急手当を行う。	スプリンクラー・泡消火設備などを耐震補強する。
	42	非常用放送設備にて避難誘導のアナウンスをするとともに、落ち着くよう促す。	停電時の行動マニュアルを施設案内の冊子などに盛り込む。

別表2 (第4条関係)

防火・防災管理業務の委託状況表

〇〇年 〇月 〇日現在

防火対象物名称		〇〇ビル				
管理権原者氏名		〇〇 〇〇				
防火(防災)管理者氏名		〇〇 〇〇				
受託者の氏名 及び住所等 (法人にあっては 名称及び主たる 事務所の所在地)		氏名(名称)	〇〇警備保障 株式会社			
		住所(所在地)	〇〇市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号			
		担当事務所所在地	〇〇市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号 TEL 〇〇〇-〇〇〇〇			
		教育担当者	〇〇 〇〇	受託する防火・防災 管理業務の範囲	建物全体又は テナント部分のみ	
受託者の 行う防火・ 防災管理 業務の範囲 及び方法	常駐方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 周囲の可燃物の整理 <input type="checkbox"/> その他 ()			
		方法	常駐場所		常駐人員	
			委託する時間帯			
	巡回方式	範囲	<input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()			
		方法	巡回回数		巡回人員	
			委託する時間帯			
遠隔 移報 方式	範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input checked="" type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input checked="" type="checkbox"/> 初期消火 <input checked="" type="checkbox"/> 通報連絡 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (避難誘導) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (消火・避難訓練の指導)				
	方法	現場確認要員の 待機場所	正面玄関前	到着 所要時間	20分	
		委託する時間帯	18:00~翌朝7:00			

◇作成上の留意事項◇
 「受託者の行う防火・防災管理業務の範囲」は該当する項目の□にレ印を付します。

別表3（第6条関係）

防火・防災管理委員会構成表

	事業所名	備考
委員長	代表取締役社長	管理権原者
副委員長	取締役専務	
副委員長	総務部長	防火・防災管理者
委員	人事課長	3階地区隊長
	庶務課長	
	経理課長	7階地区隊長
	施設課長	

別表4 (第7条関係)

防火対象物等実態把握表 (〇〇年 〇月 〇〇日現在)

項目		内容		項目		内容		
防火対象物等の現状	所有形態	単独・共有・区分所有・その他 ()		直通階段数		屋内階段 (〇本) 屋外階段 (〇本)		
	建築年月日	〇〇年 〇月〇〇日		建物内の事業所数		入店事業所数を記載		
	階層	地上 13階、地下 3階		防災センター		有・無		
	全体の用途	複合用途		統括 防火・防災 管理	該当	有・無		
	建物全体の面積	〇〇〇〇〇. 〇〇 m ²			協議会	有・無		
	建物全体の収容人員	〇〇〇〇人		防火・防災管理業務の一部委託		有・無		
	建物構造	耐火・準耐火・防火・木造						
	事業所等の使用状況	各事業所等の使用階数	1～7階		各事業所等と建物所有者との関係 (賃貸形態)		賃貸・転借・単独・共有・区分所有・その他 ()	
各事業所等の用途		事務所等						
防火・防災管理の委託状況		有・無						
危険物施設の状況	危険物施設等の区分・場所	地下タンク貯蔵所 建物北側地下		建築設備の状況	非常用エレベーター	該・否 設置数 ()		
	品名	重油 10,000 ㍓			その他のエレベーター	該・否 設置数 ()		
	届出・許可	有・無			エスカレーター	該・否 設置数 ()		
消防用設備等の設置状況	消火設備	消火器	該・否		警報設備	自動火災報知設備	該・否	
		屋内消火栓設備	該・否			放送設備	該・否	
		粉末消火設備	該・否			ガス漏れ火災警報設備	該・否	
		スプリンクラー設備	該・否		避難設備	避難器具	該・否 ()	
		泡消火設備	該・否			避難階段	該・否	
		不活性ガス消火設備	該・否		必要な施設	排煙設備	該・否	
				連結送水管		該・否		

別表6 (第10条、第49条関係)

建物・防火・避難施設等自主検査チェック表 (定期)

実施項目		確認箇所	検査結果		
建 物 構 造	(1) 基礎部	上部の構造体に影響をおよぼす沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。	○		
	(2) 柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	○		
	(3) 天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	×		
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。	○		
	(5) 外壁(貼石・タイル・モルタル・塗装等)・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。	×		
	(6) 屋外階段	各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。	○		
	(7) 手すり	支柱が破損・腐食していないか。また、取付部に緩み・浮きがないか。	○		
	(8) 消防隊非常用進入口	表示されているか。また、進入障害はないか。	○		
防 火 施 設	(1) 構造及び開口部等	① 防火戸取り付け部の壁体にひび割れ等の不具合等はないか。 ② 防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③ 防火戸は円滑に開閉できるか。	○ ○ ○		
	(2) 防火区画	① 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。	○		
		② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。	○		
		③ 自動閉鎖装置(ドアチェック等)付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。 〔確認要領〕・常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ・煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。	○		
		④ 防火シャッターの降下スイッチを動作させ、防火シャッターが最後まで降下するか。	○		
		⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。	○		
(3) 防火ダンパーの作動状況は良いか。	○				
避 難 施 設	(1) 廊下・通路	① 有効幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる設備・機器(看板)等の障害物を設置していないか。	○ ○		
	(2) 階段	① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。	○		
		② 階段室内装は不燃材料になっているか。 ③ 階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	○ ○ ×		
(3) 避難階の避難口(出入口)	① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。	○ ○ ○ ○			
火 気 使 用 設 備 器 具	(1) 厨房設備(コンロ、レンジ、フライヤー等、給湯器等)	① 可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。 ② ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 ③ 油脂分を発生する器具の天蓋及びグリフィルターは清掃されているか。 ④ 排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。 ⑤ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	○ ○ ○ ○ ○		
	(2) ガスストーブ、石油ストーブ	① 自動消火装置は適正に機能するか。 ② 火気周囲は整理整頓されているか。	○ ○		
電 気 設 備	(1) 変電設備	① 電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。 ② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ③ 変電設備に異音、過熱はないか。	○ ○ ○		
	(2) 電気器具	① タコ足の接続を行っていないか。 ② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	○ ○		
危 険 物 施 設	(1) 少量危険物施設等	① 標識は掲げられているか。 ② 掲示板(類別・数量等)には、正しく記載されているか。 ③ 換気設備は適正に機能しているか。 ④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ⑤ 整理整頓状況は適正か。 ⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ⑦ 屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	(2) 指定可燃物施設等	① 標識は掲げられているか。 ② 貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 ③ 整理整頓(集積)の状況は良いか。	○ ○ ○		
そ の 他	固定等	① 各種施設設備の固定ボルト等に地震動によって移動するおそれが生じるような腐食が生じていないか。 ② ロッカー、商品陳列ケース、棚、看板等の転倒、移動、落下防止等の措置が行われているか。	○ ○		
検査実施者氏名		検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火・防災管理者確認
構造関係	○○ ○○	○○年 ○月○○日	火気設備器具	○○年 ○月○○日	○○ ○○
防火関係	○○ ○○	○○年 ○月○○日	電気設備	○○年 ○月○○日	
避難関係	○○ ○○	○○年 ○月○○日	危険物施設	○○年 ○月○○日	

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火管理者に報告します。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

別表7 (第11条関係)

消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	○ ○ ○ ○ ○
屋内消火栓設備 泡消火設備(移動式) (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 (4) 表示灯は点灯しているか。	○ ○ ○ ○
スプリンクラー設備 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。	○ ○ ○ ○ ○
水噴霧消火設備 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	○ ○ ○
泡消火設備(固定式) (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 泡のヘッドに詰まり、変形はないか。	○ ○ ○
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置) (2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けられているか。 (3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けられているか。	○ ○ ○ ○
屋外消火栓設備 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 (3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	○ ○ ○
動力消防ポンプ設備 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 (2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 (3) 管そう、ノズル、ストレナー等に変形、損傷がないか。	○ ○ ○
自動火災報知設備 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、バル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分はないか。 (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	○ ○ ○ ○
ガス漏れ火災警報設備 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、バル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 (4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。	○ ○ ○ ○
漏電火災警報器 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	○ ○
非常ベル (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 操作上障害となる物がないか。 (3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	○ △ ○
放送設備 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 試験的に放送設備により、放送ができるか確認する。	○ ○
避難器具 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 (4) 降下する際に障害となる物がなく、必要な広さが確保されているか。 (5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	○ ○ ○ ○ ○
誘導灯 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。	○ ○ ○ ×
消防用水 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 (2) 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。 (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	○ ○ ○
連結散水設備 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 (4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	○ ○ ○ ○
連結送水管 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	× ○ ○ ○ ○
非常コンセント設備 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 周囲に使用上障害となるような物がないか。 (2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。 (3) 表示灯は点灯しているか。	○ ○ ○
無線通信補助設備 (〇〇年〇月〇日実施)	(1) 端子箱は変形、損傷、腐食等がなく容易に扉を開閉できるか。 (2) 通話状況は良好か。	○ ○
点検実施者氏名	〇〇 〇〇	統括防火・防災管理者確認 〇〇 〇〇

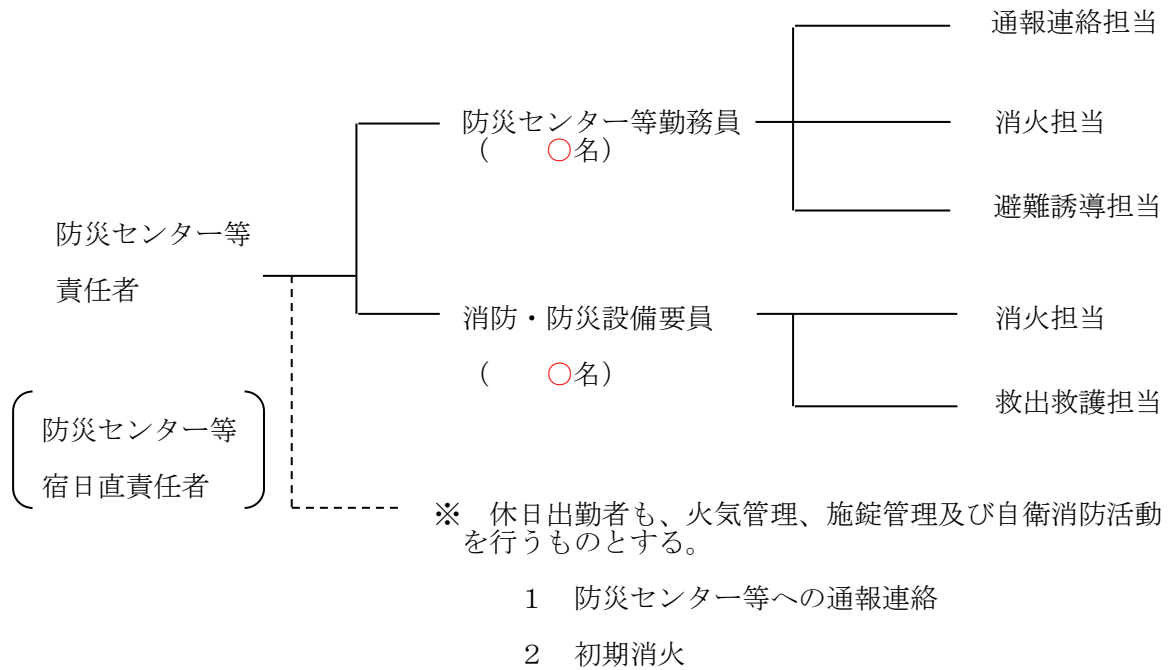
(備考)・本建物該当設備のみチェックします。

・不備・欠陥がある場合は、直ちに統括防火管理者に報告します。(凡例) ○：良、×：不備・欠陥、△：即時改修

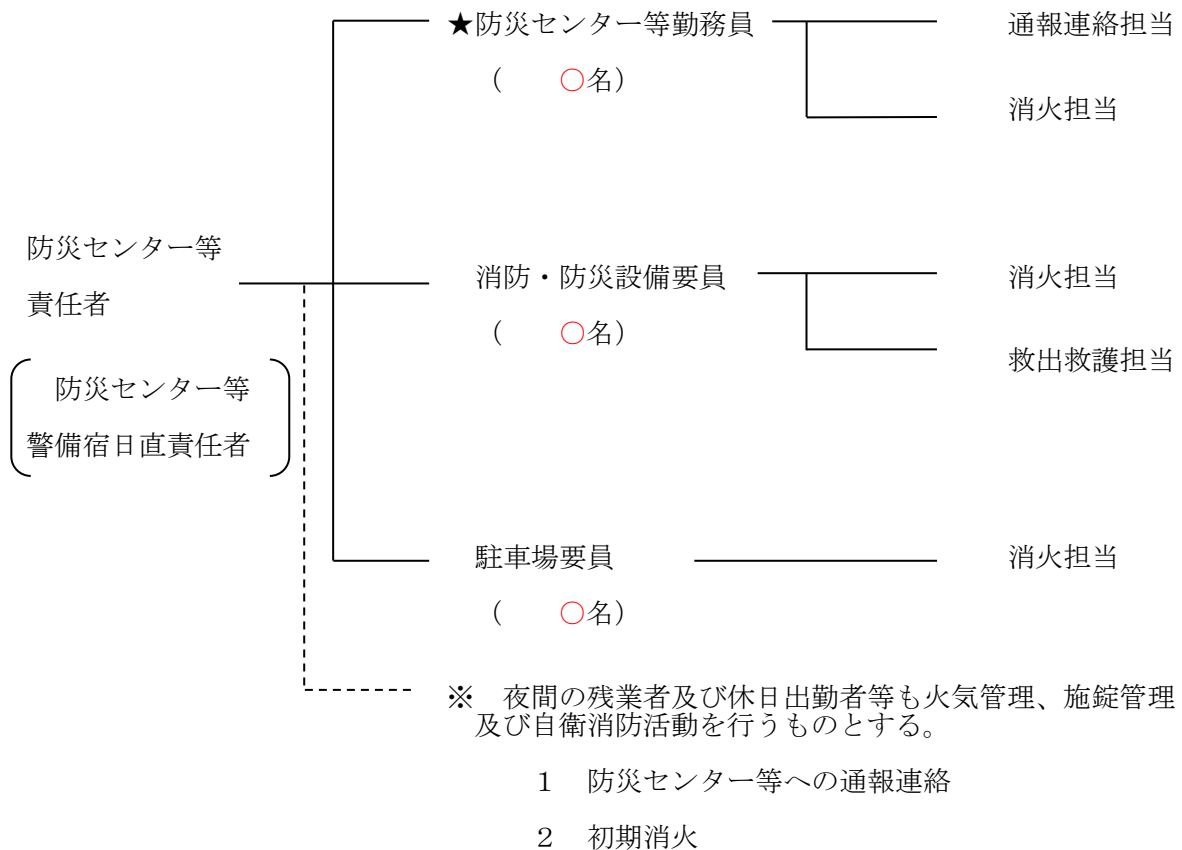
別表8（第19条、第38条、第62条関係）

休日、夜間等の自衛消防組織体制

1 休日の指揮体制



2 夜間の指揮体制



別表9 (第28条関係)

転倒・落下・移動防止措置等の自主検査チェック表 (定期)

実施項目及び確認箇所		検査結果
建物周囲等	街灯の支柱の固定状況 (ボルト等の緩み・腐食・変形・損傷)	○
	照明器具の取り付け状況 (ボルト等の緩み・腐食) 本体の変形・損傷	○
	看板及びモニユメント等の固定状況 (ボルトの緩み・腐食) 本体の腐食・変形・損傷	○
	屋外階段の床面の亀裂・変形・損傷、手すりの取り付け状況等	○
	自動ドア、回転ドアの取り付け状況、作動状況等	○
屋上	水槽の固定状況 (ボルトの緩み・腐食・変形) 本体の腐食・変形・損傷	○
	配管等の固定の状況、接合部の状況 (漏れ・腐食・変形)	○
	フレキシブルチューブ等緩衝装置の状況 (腐食・変形・損傷)	○
	外壁清掃用ロボットアーム又はゴンドラ等の取り付け状況、本体の腐食・変形・損傷 ・安全装置の機能	○
	その他の設備等の固定状況	○
エントランス・ロビンス・	照明設備の取り付け状況 (固定ボルトの緩み等) 本体の変形・損傷	○
	天井吊り下げ看板等の固定状況・吊り下げロープ、本体の変形・損傷	○
	看板、モニユメント等の固定状況、変形・損傷	○
	大型の室内植栽等の固定、移動防止措置の状況	○
	長いす、ベンチ等の固定、移動防止措置の状況	○
電気・空調・機械室等	設備・機器間及び壁体との間隔が保たれているか (物品等を置いていないか)	○
	設備・機器の固定状況 (固定ボルトの緩み・腐食・変形・損傷)	○
	配線、配管等の状況 (固定・腐食・変形・損傷)	○
	フレキシブルチューブ等緩衝装置の状況 (腐食・変形・損傷)	○
	壁体に亀裂等による漏水等がないか。	○
	区画となる防火戸の腐食・変形・損傷及び閉鎖機能	○
	ダクトの固定状況 (固定ボルトの緩み・腐食・変形・損傷)	○

防火・防災管理者確認欄
○ ○ ○ ○

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火・防災管理者に報告する。
 (凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊙…即時改修

別表10（第30条関係）

非常用物品等の一覧

地震に備えての非常用物品等を備えておくよう定める。

[非常用物品等として準備しておく便利なもの]

種別	品名
応急手当用品	①医薬品：殺菌消毒剤、火傷薬、整腸剤、止血剤、絆創膏等 ②救急用品：止血帯、包帯、ガーゼ、三角巾、脱脂綿、ナイフ、ハサミ、ピンセット、体温計、副木、毛布等
救出作業資機材	ジャッキ、掛矢、のこぎり、バール、スコップ、つるはし、はしご、ロープ、鉄パイプ、万能斧、エンジン式チェーンソー、担架、毛布等
非常用物品	①懐中電灯、ローソク、マッチ、ライター、携帯用拡声器、メガホン、携帯ラジオ、予備電池、非常用照明器具、ビニール袋等 ②衣類等（ヘルメット、防災ずきん、軍手、替え下着、タオル、毛布、防寒衣、運動靴）
生活必需品	①食料（缶詰、乾パン、インスタントラーメン等）3日分（従業員数×3日） ②飲料水3日分（従業員数×1人1日30×3日） ③携帯燃料、カセットコンロ、カセットボンベ ④簡易トイレ（薬剤により固形化するものを含む） ⑤寝具等（毛布、寝袋等）
非常持ち出し品	①施設・設備台帳 ②自社・関連企業従業員・出向者等一覧表 ③顧客リスト、契約リスト等の部署ごとの重要書類、貴重品、フロッピーディスク、光ディスク
その他（事業内容に応じ）：防水シート、組立式テント、トランシーバー等	

- ・ 防災資機材を持ち出しやすい場所に備蓄・保管する。
- ・ 備蓄・保管施設に損壊等のおそれがある場合は、分散して保管する。
- ・ 数量については、事業所の収容人員により定めるものとする。

別表 1 1 (第 3 9 条関係)

自衛消防活動等装備品リスト

任務別	品 名			
	用意すべき資機材	○×	用意が推奨される資機材	○×
指 揮	消防計画（自衛消防活動要領）	○	携帯用拡声器	○
	建築図面（平面図・配管図・電気設備図等）	○	指揮本部用の資機材及び標識（隊旗）	○
	名簿（従業員・宿泊者・入院者等）	○	照明器具（懐中電灯・投光器等）	○
			情報伝達機器（トランシーバー等）	×
通報連絡	非常通報連絡先一覧	○	携帯用拡声器	×
			情報伝達機器（トランシーバー等）	○
初期消火	防火衣又は作業衣		★可搬消防ポンプ	—
	消火器具	○	破壊器具（とび口等）	○
			防水シート	○
避難誘導	マスターキー	○	ロープ	○
	切断機具（ドアチェーン等切断用）	○	誘導の標識（案内旗等）	○
	名簿（従業員・宿泊者・入院者等）	○		
	携帯用拡声器	○		
	照明器具（懐中電灯等）	○		
安全防護	キー、手動ハンドル（防火シャッター、エレベーター、非常ドア等）	○		—
	救助器具（ロープ、バール、ジャッキ等）	○	★油圧式救助器具セット	—
	建物図面（平面・配管・電気設備等）	○		
応急救護	応急医薬品	○	応急救護所設置資器材（テント、ベッド等）	○
	担架	○	傷病者記録用紙	
			車椅子	○
			自動体外式除細動器（AED）	○
救 出	非常用搬出品リスト（契約書類、台帳、PC、電子記録等）	○	防水シート	○
			保管標識	○
その他	災害用活動服、ヘルメット、運動靴、手袋、警笛	○	携帯発電機	○

※ 資機材は、持ち出しやすい場所に備蓄・保管します。

※ 備蓄・保管施設に損壊等のおそれがある場合は、分散して保管します。

別表 1 3 (第 7 2 条関係)

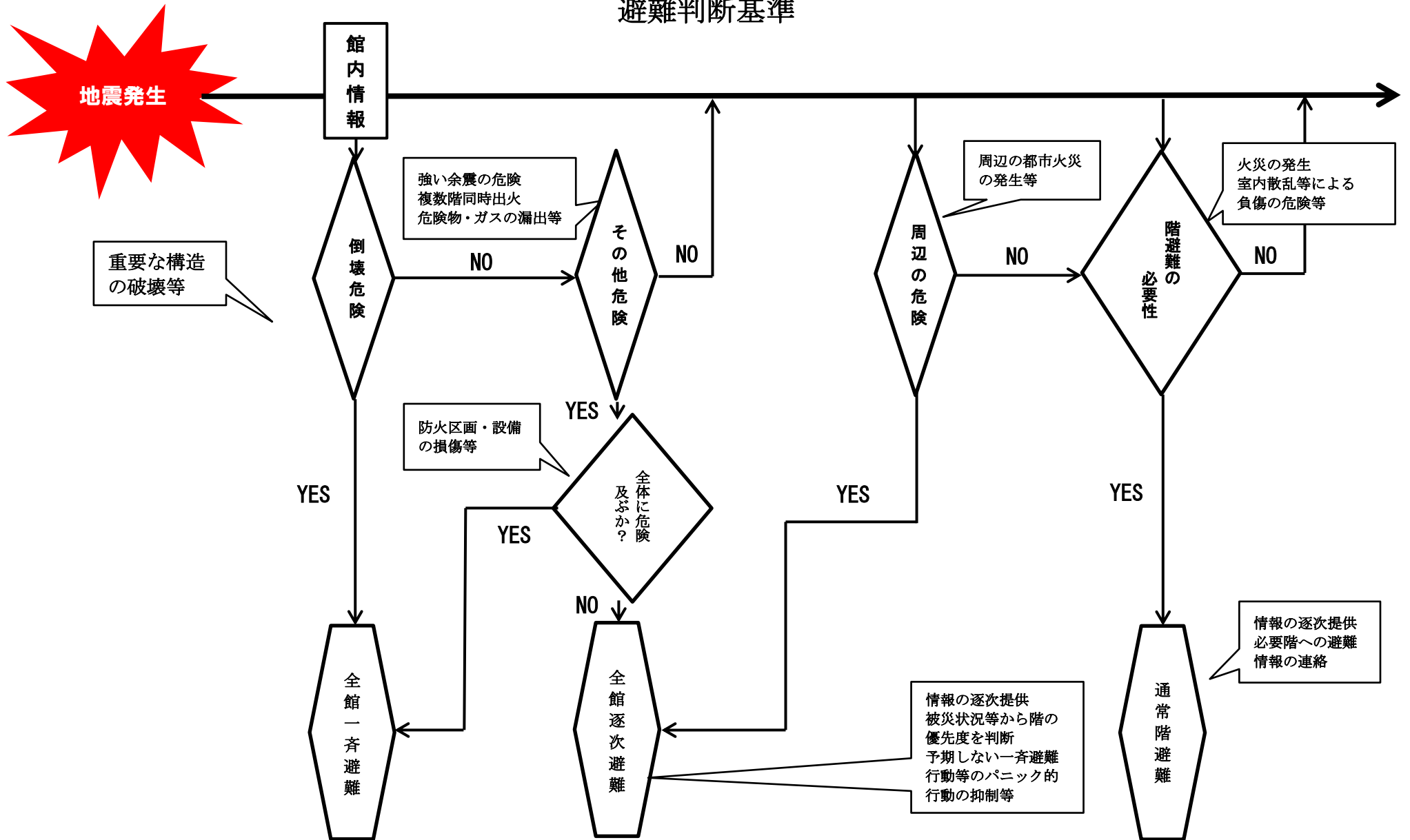
自衛消防訓練実施結果記録書

実 施 日 時	〇〇年 〇月 〇〇日 〇時 〇〇分～ 〇時 〇〇分				
実 施 場 所					
実 施 範 囲	全体 ・ 部分 (棟 階)				
訓 練 想 定 (該当する□にチェックをし、具体的な内容を記載する。)	<input checked="" type="checkbox"/> 火災 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 地震 ・ その他の災害 () 具体的な内容：震度 6 強の地震発生に伴い、3 階社員食堂から出火したという想定。				
訓練項目等 (該当する□にチェックをし、参加人員を記入する。)	<input checked="" type="checkbox"/> 総合訓練		〇〇名		
	部分訓練	<input type="checkbox"/> 消火訓練	名	<input type="checkbox"/> 通報訓練	名
		<input type="checkbox"/> 避難訓練	名		
<input type="checkbox"/> その他 ()		名			
訓 練 参 加 者 内 訳	・従業員・居住者 (全員・一部) 名 (内パート、アルバイト 名) 参加者内訳： 自衛消防隊員 名 (全員・一部・特定の人) 自衛消防隊 本部・地区隊 (全員・一部) ★防災センター勤務者 名				
訓 練 指 導 者	役職 氏名				
結 果 へ の 意 見	全体の評価				
	推奨事項	指揮命令が適切で活動が迅速に行われた			
	反省点	初期消火を開始するまで 10 分以上を要した			
記 入 作 成 者	役職 氏名				

- 備考 1. 総合訓練とは、火災の覚知又は発見から消防隊到着までの初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供など一連の自衛消防活動に係る訓練をいう。
2. 訓練事前計画や実施記録等を別に作成した場合は、添付しておくこと。

別図1 (第57条関係)

避難判断基準



別記1-1 (第33条、第62条関係)

〇〇ビル

自衛消防組織の編成表 (本部隊)

協議会長	<u>代表取締役社長</u>			
統括管理者	<u>防火・防災管理者</u>	(自衛消防組織全体に対する本部隊の直接指揮、命令、監督などを行う。)		
統括管理者の代行者	<u>人事部長</u>	(統括管理者を補佐し、統括管理者が不在時は、その任務を代行する。)		
災害発生時の任務	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛消防組織本部の設置及び指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 2 消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導 3 関係機関や関係者への連絡 	<ol style="list-style-type: none"> 4 避難状況の把握及び避難の指示 5 地区隊への指示並びに地区隊からの情報の収集 6 消防用設備等の操作運用、その他指揮統制上必要な事項 		
本部隊の編成		災害等発生時の任務	警戒宣言が発せられた場合の組織編成と任務	
			組織編成	任 務
通報連絡 (情報)班	<u>班長</u> 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防機関への通報並びに通報の確認。 2 館内への非常通報並びに指示命令の伝達。 3 関係者への連絡 (緊急連絡一覧表による。) 	情報収集班として編成	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関等により東海地震注意情報及び警戒宣言発令に関する情報を収集し、統括管理者に連絡する。 2 周辺地域の状況を把握する。 3 放送設備、提示板、携帯拡声器等により在館者に対する情報の周知を図る。 4 非常用食料品、飲料水、医薬品等及び防災資機材の確認をする。 5 在館者の調査をする。
初期消火班	<u>班長</u> 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	<ol style="list-style-type: none"> 1 出火階に直行し、消火器及び屋内消火栓等による消火作業に従事。 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導。 3 消防隊との連携及び補佐。 	点検措置担当班として編成	建物構造、防火設備、避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物施設等の点検及び保安の措置を講ずる。
避難誘導班	<u>班長</u> 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	<ol style="list-style-type: none"> 1 出火階並びに上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達。 2 非常口の開放並びに開放の確認。 3 避難上障害となる物品の除去。 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告。 5 ロープ等による警戒区域の設定。 	災害時と同様	混乱防止を主眼として、来館者及び通行人等の案内及び避難誘導を行う。
安全防護班	<u>班長</u> 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖。 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止。 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置。 	点検措置班として編成	上記の初期消火班の任務に同様。
応急救護班	<u>班長</u> 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急救護所の設置。 2 負傷者の応急処置。 3 救急隊との連携、情報の提供。 	情報収集班として編成	上記の指揮班と通報連絡班の任務に同様のほか、救出資器材等の確認を行う。

※ 各班は、任務を適切に行うため、最低限2人以上の要員を確保する。ただし、被害想定、訓練の検証結果により増減することができる。

